

出雲玉作跡  
保存管理計画策定報告書 I  
— 宮垣地区・宮ノ上地区 —

1986

玉湯町教育委員会

**出雲玉作跡  
保存管理計画策定報告書 I  
— 宮垣地区・宮ノ上地区 —**

**玉湯町教育委員会**

## 序

遺跡の宝庫である出雲地方は、わが国有数の玉類生産地帯としても知られています。玉湯町は玉材産出地花仙山を擁し、濃密な遺跡の分布がみられ、出雲国玉作りの中心地と考えられます。この多数の玉作り遺跡のうち、出雲玉作跡は生産遺跡としてはじめて、大正11年に国の指定を受けました。宮垣地区、宮ノ上地区、玉ノ宮地区の3箇所からなり、総指定面積は約8haに上ります。

宮垣地区は、遺跡の保護と活用を目的に発掘調査後の昭和49年に出雲玉作史跡公園に整備されました。今では文化の薫り豊かな憩いの広場として、町内外のみなさんに広く利用されています。玉作湯神社境内を中心とする宮ノ上地区も昭和58年と59年に範囲確認の調査を実施し、住宅地以外について造構や遺物包含層のある範囲をほぼ確認することができました。

出雲玉作跡は指定以来すでに60年以上経過しております。この間、人心も含めて、遺跡を取り巻く環境はずいぶん変わってきました。とくに市街化区域内に存する宮垣・宮ノ上両地区は、住宅改築問題、道路建設問題など、遺跡を保存する見地からすると、たいへん厳しい状況にあります。

そのため今後の保存管理、活用をいかに進めていくか明確なビジョンが求められることになりました。さいわい文化庁および島根県教育委員会の強力な指導が得られ、2地区について、保存管理計画を策定することができました。

ご多忙の中、ご指導いただきました策定委員の先生方、文化庁、島根県教育委員会に心からのお礼を申し上げます。

昭和61年3月

島根県八束郡玉湯町長

藤原棟徳

## 例　　言

1. 本書は、玉湯町教育委員会が昭和60年度に国庫および県費の補助を得て実施した国指定史跡出雲玉作跡のうち、宮垣・宮ノ上両地区に関する保存管理計画策定事業の報告書である。
2. 策定事業の体制は次のとおりである。

策定委員　　山本清（島根大学名誉教授、考古学）

渡辺貞幸（島根大学助教授、考古学）

平野邦雄（東京女子大学教授、古代史）

門田博知（広島大学教授、交通工学）

指導　　仲野浩（文化庁記念物課主任文化財調査官）

蓮岡法暉（島根県教育委員会文化課課長補佐）

ト部吉博（同主事）

事務局　　藤原棟徳（玉湯町長）

宗近秀房（玉湯町教育委員会教育長）

吉野暢一（同教育次長）

勝部衛（同主任主事）

3. 本書は出雲玉作跡保存管理計画策定委員会で行なわれた討議に基づき、事務局が稿を起こし、文化庁・島根県教育委員会の指導を得て、編集・作成した。



## 目 次

序

例言

目次

第1章 はじめに.....	1
第2章 出雲玉作跡の位置と歴史的環境.....	4
第3章 今日に至るまでの経過.....	7
1. 指定に至るまでの経過.....	7
2. 指定時の概要.....	7
3. 指定以後の変遷.....	13
(1)宮垣地区	
(2)宮ノ上地区	
第4章 発掘調査の概要.....	28
1. 宮垣地区.....	28
2. 宮ノ上地区.....	34
第5章 保存管理計画.....	42
1. 現状と問題点.....	42
(1)宮垣地区	
(2)宮ノ上地区	
2. 保存管理計画.....	46
(1)宮垣地区	
(2)宮ノ上地区	
第6章 小結.....	49

## 第1章 はじめに

出雲玉作跡は大正8年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法第1条に基づき、同11年10月12日付け、官報第3061号内務省告示第270号によって国の指定を受けた。わが国最初の生産遺跡の指定であった。3箇所からなり、それぞれの代表的な字名等をとって、北から宮垣地区、宮ノ上地区、玉ノ宮地区と呼ばれている。

宮垣地区は八束郡玉湯町大字玉造85番8他からなり、約2.8haの広さを持つ。地目は大部分が保安林で公園1筆を含む。昭和44年に道路建設の事前調査がなされ、昭和46年には、2次にわたり全面調査が実施され、多数の工房跡と玉作り関係資料が検出された。その後昭和49年出雲玉作史跡公園として整備され、保護活用されている。宮垣地区については、すでに現状は固定されているが、ここに至るまで、土地区画整理事業、都市計画街路の指定地東端の通過、公園整備事業が行なわれ、指定当時とは、内外ともに環境が著しく異なっている。これまでの経緯を整理し、記録を残しておく必要がある。

宮ノ上地区は、玉湯町大字玉造508他からなる。約8,800m<sup>2</sup>の面積をもち、玉作湯神社の境内を中心とする。近年、住宅の改築問題や宮垣地区と同じように都市計画街路の指定地内通過の問題が起こっている。玉湯町教育委員会では、こうした動きを念頭に入れ、昭和58・59年度に宮ノ上地区において範囲確認のための発掘調査を実施し、遺構の有無や遺物の包含層の大まかな状況をつかむことが出来た。

玉ノ宮地区は、出雲玉作跡のうち最も南に位置する。玉湯町大字玉造671他からなる。山林と水田を主にし、約4haの広さを持つ。今まで一部の調査がなされたことはあるが、全体の調査は未実施である。

以上のように、宮垣地区では、これまでの経過をきちんと整理し、指定地の追加・解除も含めて法的処理が急がれる。宮ノ上地区では厳しい状況の中で、いかに保存活用を推進していくか、将来像を明確にする必要に迫られている。

今回の保存管理計画策定事業は、宮垣・宮ノ上両地区を対象とし、玉ノ宮地区は策定対象からはずした。玉ノ宮地区は61年度から3箇年計画で範囲の確認調査を実施する予定で、調査終了後、改めて策定事業を行う計画である。

本年度策定事業は、まず宮垣・宮ノ上両地区の1/500の地形図を基本資料として作成した。4名の策定委員の先生方を委嘱し、昭和60年8月から61年1月にかけて3回の策定委員会を開催し、調査と討議を行った。策定経過と策定委員会の概要是次のとおりである。

## 策定経過

- 60年7月3日 宮ノ上・宮垣両地区の地形図作成契約  
7月17日 山本清、門田博知、渡辺貞幸各先生を策定委員に委嘱  
7月31日 地形図(1/500)完成  
8月6日 第1回策定委員会  
11月15日 第2回策定委員会  
12月2日 平野邦雄先生を新たに策定委員に委嘱  
12月9日 平野先生、古代玉作りについて現地調査  
12月16日 門田先生、道路問題について玉湯町と島根県土木部都市計画課で事情聴取  
61年1月26日 第3回策定委員会  
3月30日 策定報告書刊行

## 策定委員会の概要

### ●第1回策定委員会

- 日 時 昭和60年8月6日 午前10時～午後1時20分  
場 所 玉湯町中央公民館 第1会議室  
参加者 策定委員 山本清、門田博知、渡辺貞幸  
指導 仲野浩、蓮岡法暉、ト部吉博  
事務局 藤原棟徳、宗近秀房、吉野暢一、勝部衛  
概 要 保存管理計画策定の意義とねらいについて、文化庁仲野浩主任文化財調査官から説明があり、町教育委員会から今までの経過および昭和58・59年度に行なわれた宮ノ上地区での発掘調査結果を説明した。策定委員の先生方から質疑があった。  
次回までに、指定地の範囲を確定するため、官報の記載を出発点とし、登記簿に基づいて今日までの変遷を調査するよう事務局に指示があった。

### ●第2回策定委員会

- 日 時 昭和60年11月15日 午後4時30分～8時10分  
場 所 玉湯町中央公民館 視聴覚室  
参加者 策定委員 山本清、門田博知、渡辺貞幸  
指導 仲野浩、ト部吉博

事務局 藤原棟徳、宗近秀房、吉野暢一、勝部衛

**概要** 前回、事務局に調査指示のあった指定後の地番の変遷と問題点について事務局から報告があった。これに基づいて追加解除も含めて指定の範囲について策定委員より意見があった。

現状変更については、原則としては認めないが、住民の生活権もあり、ケース・バイ・ケースで考えて行くべきだ。地区区分については指定地内のランクづけにつながり好ましくない。たとえ造構・遺物が発見されないとしても、景観として保護する見地から軽く扱うべきではない、との考えが示された。

報告書の目次を決め、これまでの協議内容をまとめておくよう事務局に指示があった。

#### ●第3回策定委員会

日 時 昭和61年1月26日 午前9時30分～午後1時20分

場 所 玉湯町中央公民館 視聴覚室

参加者 策定委員 山本清、平野邦雄、門田博知、渡辺貞幸

指導 仲野浩、ト部吉博

事務局 藤原棟徳、宗近秀房、吉野暢一、勝部衛

**概要** 事務局でまとめた報告書案について、検討がなされた。とくに、第5章の保存管理計画に議論が集中し、細かな点まで修正と追加の指示があった。

都市計画街路問題について、12月16日の調査の報告と見解をまとめた小論が、門田委員から提示された。それについて質疑と討議が行なわれ、今後の方針が示された。

## 第2章 出雲玉作跡の位置と歴史的環境

**位置** 宍道湖の南岸には低くなだらかな丘陵が湖岸までせまり、その山ひだを縫って多数の小河川が湖に注いでいる。大東町境の葦山に源を発する全長約10.8kmの玉湯川もその一つで、大谷から玉造へと狭い谷あいを北流し、河口の湯町付近に至ってわずかな沖積地を形成する。

今回策定の対象となった出雲玉作跡は玉材産出地花仙山周辺の玉作り遺跡群の一

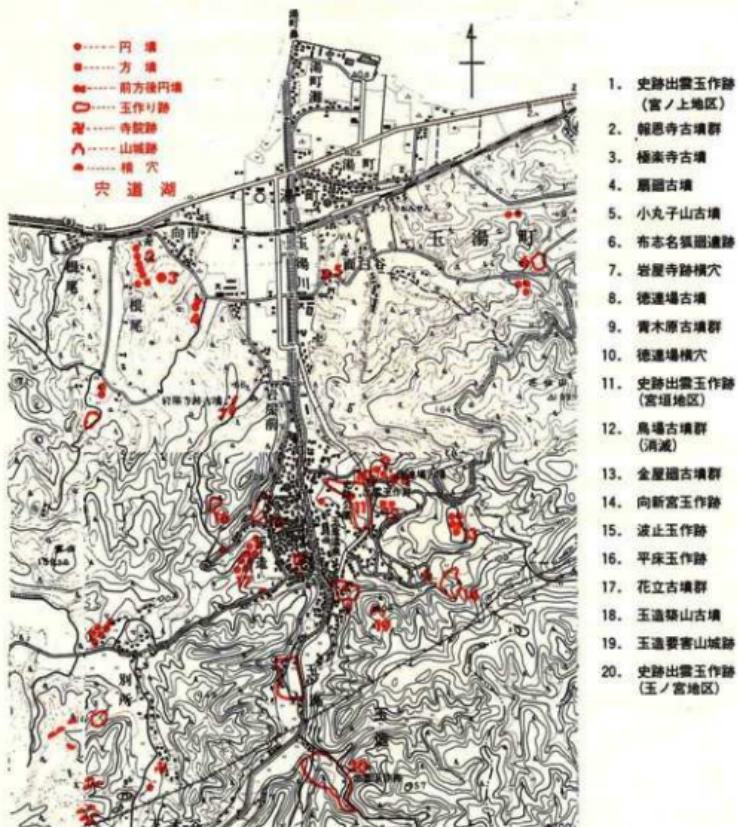


図2 出雲玉作跡の位置と付近の主要遺跡

つで、いずれも玉湯川の右岸に位置する。

宮垣地区は河口から約2キロさかのぼった地点にある。花仙山の西南麓の緩斜面にあり、標高約35m～50m、面積約2.8haを測る。玉造温泉街を見下ろし、宍道湖を指呼の間に望む景勝の地である。発掘調査後、史跡公園化されている。

宮ノ上地区は宮垣地区からさらに400mさかのぼったところにある。玉造温泉街でやや広がっていた谷はこの付近を境に急に狭くなる。遺跡は西に面し、玉作湯神社の境内を中心とする。背後には標高約108mの中世山城要害山を背負い、川沿いの低地まで階段状の地形をなす。遺跡の標高は約21mから50m前後までで、高低差が著しい。上段には本殿や拝殿、中段には収蔵庫、下段には官司宅や社務所などの建物がある。さらに低い川沿いの低地には古くからの民家が軒を連ねている。

玉ノ宮地区は、宮ノ上地区からさらに約900m上流に位置する。3地区では最も広く約4haの面積をもつ。玉湯川の支流の玉ノ宮川と別所谷川のなす二つの小谷と二つの尾根からなっている。山林と水田を主とする。

**歴史的環境** 玉湯川流域では弥生時代以前に属する遺跡は少ない。縄文土器を出土した鳥場遺跡、弥生式土器を出土した小丸山遺跡、向畠遺跡などわずかな遺跡が知られているに過ぎない。

古墳時代になると、玉作り遺跡を中心に多くの遺跡が展開する。玉材産出地花仙山を控えた玉湯川流域には周辺も含めて10数箇所の玉作り遺跡が存在する。玉造温泉街の周辺に大部分が立地するが、近年さらに西の林村地区<sup>(1)</sup>で3箇所、花仙山の北側の布志名地区でも1箇所見つかっている。このうち、2箇所で発掘調査が行なわれた。

出雲玉作跡(宮垣地区)<sup>(2)</sup>の調査は玉湯川流域で最初の発掘で、昭和44年と46年に3次にわたり実施された。約30棟の玉作り工房跡や数万点に上る玉作り関係資料が検出され、古墳時代前期から平安時代にかけて玉作りが行なわれたことが確認された。

昭和58年、59年の両年には出雲玉作跡(宮ノ上地区)<sup>(3)</sup>の調査が行なわれた。遺構は不詳だが、管玉未成品など玉類とともに多量の土器が検出され、弥生時代終末～古墳時代初頭の、花仙山周辺では最古の玉作り遺跡と確認された。

布志名狐廻遺跡は昭和54年圃場整備中に見つかり、未調査であるが、多量の採集品から6世紀後半代にめのう製勾玉を主に生産した玉作り遺跡であることがわかった。微速ではあるが古代玉作りの実態が解明されつつある。

玉湯川流域には多数の古墳も分布し、総数約60基が知られている。これらは、中・下流域の玉造、湯町の両地区に集中する。玉造地区では2～8基を単位とした径

10m前後的小円墳群が玉作り遺跡を取り囲むように周辺の丘陵上に営まれている。これらの古墳の年代的位置付けは今一つ明確さを欠くが、古式の舟形石棺を内部主体とする徳連場古墳や築山古墳は中期的な様相を備え、この地区では最も古いと考えられる。その後、立地、形状、群集形態などから、後期の特徴をもつ青木原、金屋廻、花立、高尾などの古墳群が築造されている。花立第5号墳では玉造5例目の舟形石棺が見つかり、注目される。横穴も數箇所に存在し、寄せ棟平入り構造をもつものが多い。とくに国指定史跡の岩屋寺跡横穴群は山陰でも最も整美な例の一つとして上げられよう。

わずかな沖積地の広がる湯町付近には玉作り遺跡は見当たらず、古墳の築造数も少ない。しかしその反面、規模の比較的大きな古墳が、小平野を見下ろす丘陵縁辺部に独立して築かれることが多い。<sup>(6)</sup>玉湯川左岸の報恩寺古墳群第4号古墳や扇廻古墳はいずれも前方後円墳で流域最大の全長約50mを測る。とともに未発掘であるが、古墳の形状やそのあり方は中期的様相を示す。また円墳最大の径約30mを測る極楽寺古墳も、隣接して存在する。右岸には円墳第2位の径約18mの小丸山古墳が築かれている。

以上のように玉湯川流域の中・下流では古墳のあり方に多少の相異はあるが、前方後円墳を含め、円墳系の古墳が大部分を占める。方墳と考えられるのは鳥場古墳群の僅か2基のみである。玉湯川流域の古墳の規模や築造数は、狹小な地域の農業生産力に不相応で、玉作りの実施と深くかかわりをもつものと考えざるを得ない。

奈良時代になると、玉湯川流域は、花仙山周辺の玉作り遺跡群を形成していた忌部川流域とともに忌部神戸に設定されている。これは前代の玉生産と密接な関連をもって行なわれたと考えられている。

## 第3章 今日に至るまでの経過

### 1. 指定に至るまでの経過

出雲における古代玉作りの存在は、「古語拾遺」(807年)、や「延喜式」(927年)等の古文献から推定されてはいたが、それを裏付ける考古資料の発見と収集は明治維新を待たねばならなかった。明治10年代以降は、村内から発見された多数の玉作り資料の散逸を憂えた玉作湯神社の宮司が、遺物発見の都度、同神社へ奉納せしめたとされ、今日まで多量の資料を集積することになった。

中央学会への紹介はやや遅れて明治33年を嚆矢とする。東京帝国大学人類学教室の八木獎三郎による報告「勾玉砥石の新発見」(明治33年5月10日付けの『時事新報』)がそれである。以後多数の学者の注目を集め、出された報告・論文は10指に余る。昭和2年には、それまでの玉作り研究の集大成ともいわれる『出雲上代玉作遺物の研究』が京都帝国大学文学部より刊行された。

一方、大正8年史蹟名勝天然紀念物保存法が制定され、史跡等の保存の道が講ぜられた。当時玉作湯神社の宮司は故遠藤貴愛氏で、文化財、とくに玉作りの遺物と史跡の保存に熱心であった。「指定願」はこの宮司から、大正10年8月15日付けで提出されている。その直前、大正9年に柴田常恵氏、大正10年には黒板勝美氏が調査に訪れており、「指定願」には両者の命により提出すると書かれている。

この願いには現指定地と同じ3箇所が候補として挙げられ、大正11年10月12日付で、ほぼその内容で指定を受けている。すなわち宮垣地区、宮ノ上地区、玉ノ宮地区である。宮垣地区は旧記加羅志神社、宮ノ上地区は玉作湯神社が鎮座するところ、玉ノ宮地区は旧玉ノ宮神社が鎮座していたところであった。記加羅志神社、玉ノ宮神社とも明治40年代のはじめに神社維持整理法により玉作湯神社に合祀されている。ともあれ、いずれも神社に関係する地域である。「指定願」には「玉作湯神社御由緒上史跡関係甚大なる地に御座候間史跡保存地として御指定被下度……」と記されている。他にも玉作り遺跡は確認されていたはずであるが、とくに神社に関連する地域を選択したものと思われる。玉作湯神社の社格が当時村社で、県社昇格に向けて努力していた時期に当たり、指定候補地を決める際もそのことが意識されていたのであろう。昭和2年にはめでたく県社に昇格している。

### 2. 指定時の概要

宮垣地区の指定時における地籍は表1、切図は図3のとおりである。指定地は西向きの緩斜面で、大部分が畠である。わずかに北西の一部に山林、南端の低湿地に水

字湯西  
字青木原  
字畠ヶ堀

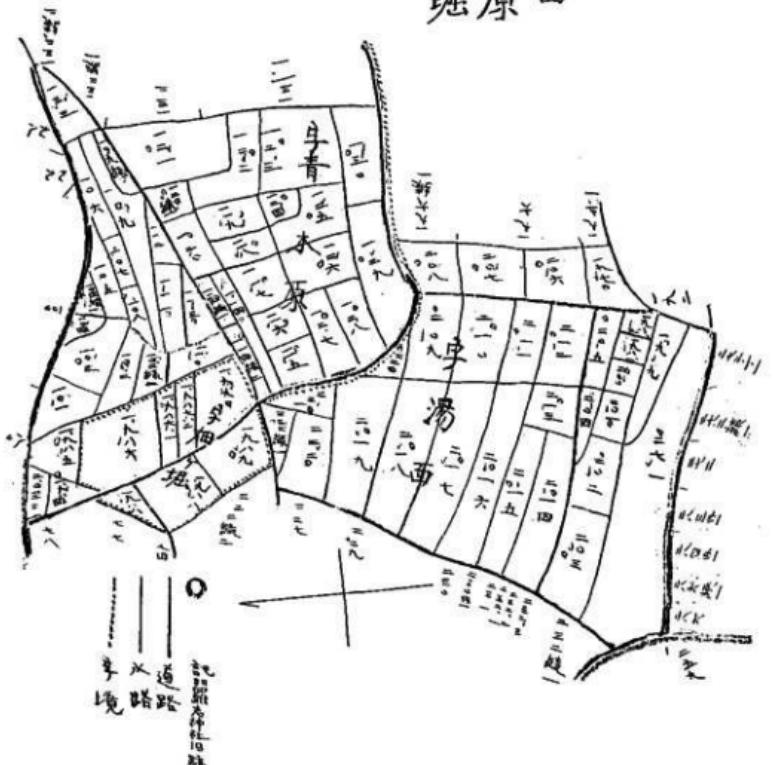


図3 富塙地区切図(大正11年)

田が営まれていた。中央付近の114番続1が記加羅志神社旧社地である。かつて円墳の上にはこらがあった。社叢は今も変わりはない。

宮ノ上地区は宮垣地区と異なり、旧玉造村の中心部に位置する。玉作湯神社関係で全体の1/2以上を占めるが、いわば住宅街であった(表2、図4)。15筆の内、宅地が8筆、畠が3筆、山林が2筆、社地と神地がそれぞれ1筆づつである。面積的には全体を100とすると、宅地が37、畠が17、山林が20、神地・社地が26の割合である。このような土地利用のあり方は江戸後期の絵図(図5)と比べても、大きな変化はない。

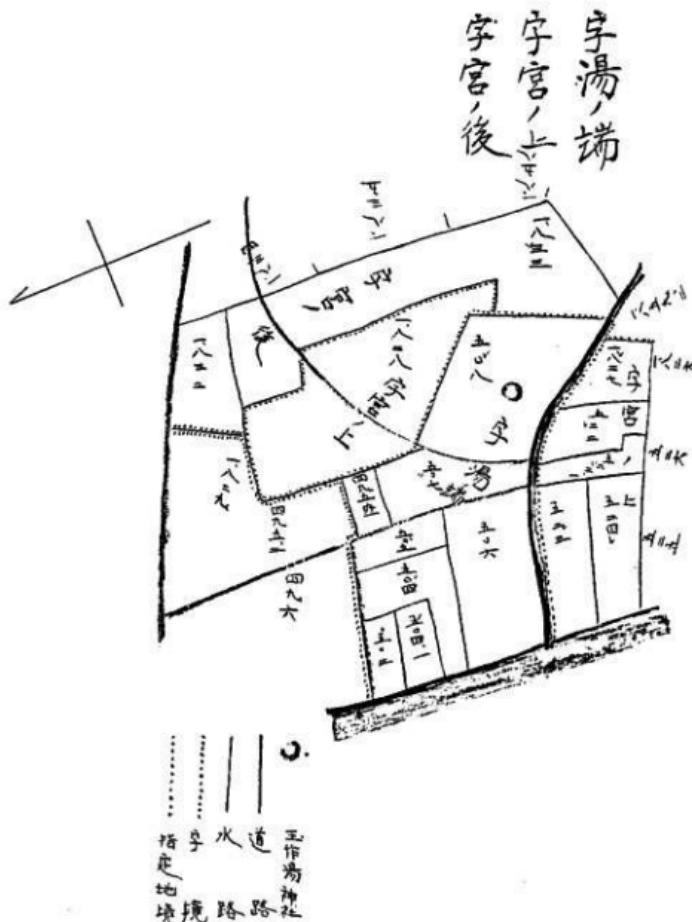
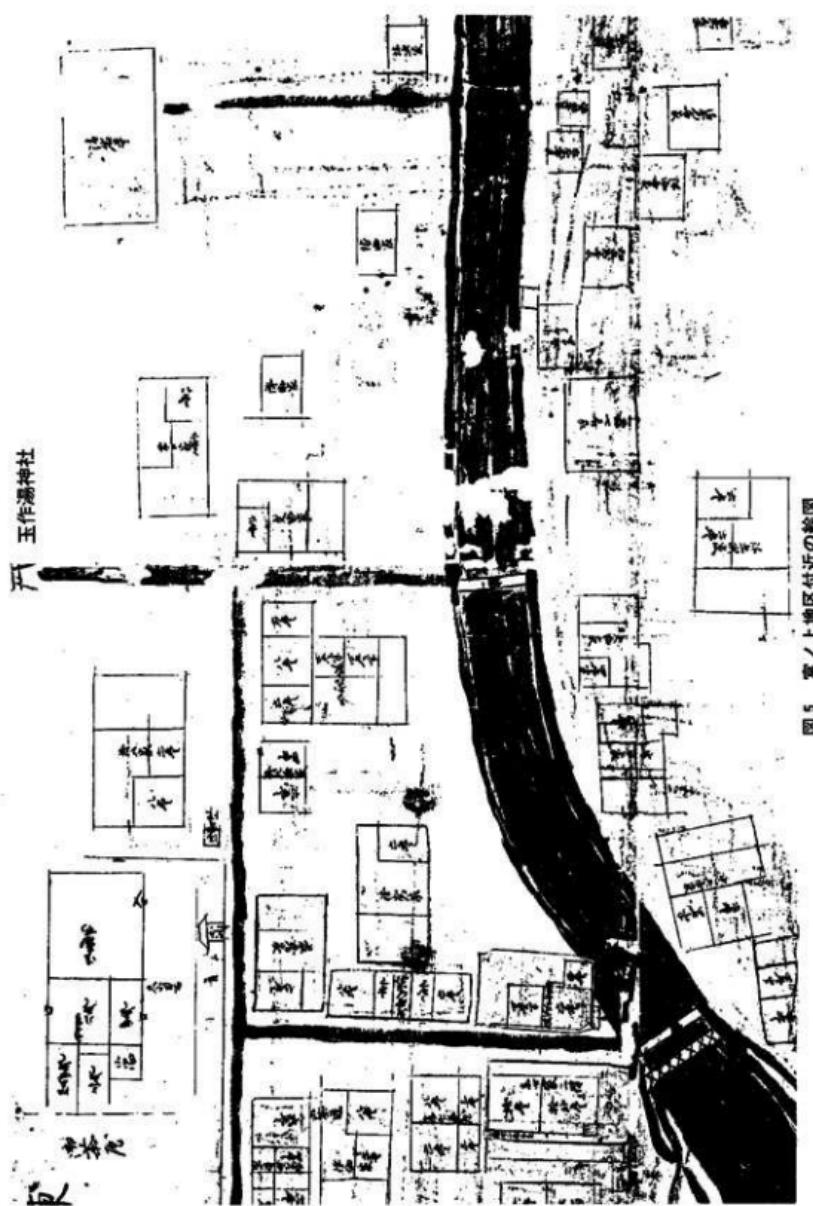


図4 宮ノ上地区切図(大正11年)

図5 宮ノ上地区付近の絵図



工作場地付近

表1 宮垣地区地籍一覧(大正11年)

(大正11年10月12日付け「官報」第3061号)

字	地番	地目	面 反	積 歩	所有者
青木原	101	畠	3	16	青砥長十
同	102	同		20	青砥新藏
同	102ノ1	原野		11	同
同	103	畠	2	23	長谷川百三郎
同	104	同	1	03	平石伝之助
同	104ノ1	同		10	小泉梅太郎
同	105	同	2	26	平石伝之助
同	106	同	1	00	竹下弥一郎
同	107	同		26	坂田儀一郎
同	108	同	2	28	竹下清次郎
同	109	同	6	05	桑原羊次郎
同	109ノ1	原野		3	同
同	110	畠	6	04	新宮市太郎
同	111	同	1	16	遠藤保重
同	112	同	1	23	新宮小四郎
同	113	同	2	00	小竹原豊次郎
同	114	同	3	22	玉作湯神社
同	114ノ1	同		16	同
同	114ノ2	原野	1	00	長谷川又次郎
同	115	畠	2	19	福村弥一郎
同	116	同	1	06	松浦捨市
同	117	同	2	09	竹下健次郎
同	118	同	1	10	新宮樽藏
同	119	同		17	同
同	120	同	6	00	山田嘉太郎
同	120ノ1	同	2	26	同
同	121	畠		13	遠藤百衛
同	122	同	3	26	長谷川定十
同	123	同	4	00	長谷川又次郎
同	124	同	1	03	高木助三郎
同	125	同	4	09	長谷川百三郎
同	126	同	2	16	新宮弥助
同	127	同	2	09	新宮清一郎
同	128	同	2	23	遠藤貴愛
同	129	同	5	25	竹下伝次郎
同	130	同	1	20	長谷川百三郎
同	133	田	6	28	長谷川定十
同	1984	山林		7	井山庄次郎
同	2032	畠		19	青砥新藏

字	地番	地目	面積	歩	所有者
			反	步	
青木原	1985	山林	6	06	吉野 豊三郎
烟ヶ堀	1986	畑	1	5 29	青砥 新藏 井山 庄次郎
同	1987/1	同	1	24	青砥 新藏
同	1987/2	山林	3	24	同
同	1988	畑	6	25	伊藤 クラ
同	1989	同	6	03	永瀬 光雄
同	1990	山林	2	24	新宮 市太郎
湯面	197	畑	3	22	松浦 房市
同	198/1	同	1	01	同
同	198/2	田	2	12	同
同	199	同	7	22	同
同	200	畑	1	23	井山 庄次郎
同	201	畑	1	08	勝部 荘三
同	202	同	2	16	内藤 由藏
同	203	同	1	16	青砥 長十
同	204	同	2	06	野津 忠之助
同	205	同	5	15	竹下 健次郎
同	206	同	1	26	小村 文太郎
同	207	同	2	18	竹下 健次郎
同	208	同	1	23	同
同	209	同	7	02	今川 勝三郎
同	210	同	1	23	小村 弁太郎
同	211	同	2	03	和久田 助市
同	212	同	3	26	森山 彦右衛門
同	213	同	3	26	小竹原 源次
同	214	同	1	26	涌田 蔵之助
同	215	同	2	00	山門 福太郎
同	216	同	4	26	山本 文太郎
同	217	同	4	26	青砥 新藏
同	218	同	2	19	勝部 平三郎
同	219	同	3	19	小泉 愛之助
同	220	同		26	山本 清太郎
同	221	同	5	08	松浦 万太郎
同	222	同	4	09	小山 長三郎
同	222/1	同	2	04	同
同	271	田	3	6 21	清原 宗太郎
計				20J6反4歩	

表2 宮ノ上地区地籍一覧(大正11年)

(大正11年10月12日付け「官報」第3061号)

字	地番	地目	面積歩		所有者
湯ノ端	495内第1	宅地	60坪		内藤マサノ
同	503	畠	1	00	長谷川定十
同	504	宅地	76坪		青砥与一郎
同	504ノ1	同	30坪		苅田ゆき
同	505	同	53坪		青砥八太郎
同	506	畠	4	25	仲田恵二
同	507	宅地	1	29坪	玉作湯神社
同	508	神地	9	05	国
宮ノ上	522	宅地	1	95坪	遠藤百衛
同	522ノ1	畠	5	25	同
同	523	宅地	1	29坪	新宮正雄
同	524	同	83坪		清岩寺
同	1827	山林	8	02	遠藤百衛
同	1828	同	5	15	玉作湯神社
宮ノ後	1833	社地	8	20	同
計		宅地	755坪		
		その他	4反3畝2歩		

### 3. 指定以後の変遷

#### (1)宮垣地区

##### ①土地区画整理と指定地の公有化

昭和40年玉造土地区画整理事業が計画され、宮垣地区周辺が大きく変わるべきになった。昭和41年7月、島根県知事の事業許可が下りた。宮垣地区を公有化した上史跡公園として整備し、付近一帯を整地して、旅館や住宅、遊園地、駐車場などの建設を行い、また道路・水路等を新設し、史跡公園を中心とした新しい市街地を作ろうというものであった。区画整理事業は昭和43年11月着工し、昭和46年完成している。この事業によって、対象となった地域の地番はすべて抹消され、新しい地番がつけられた。これと平行して、指定地東端をかすめて、都市計画街路玉造東通り線建設も計画された。

土地の公有化は宮垣地区総面積8,320坪(指定地7,758坪、畦562坪)の内、区画整理事業による減少と都市計画街路予定地を除く7,680坪を対象とした。買収総費用は30,526,000円である。国庫および県の補助を得て、昭和40年度から43年度まで年次的に実施した(表4)。初年度の坪単価が3,000円、以後は4,000円であった。

表3 宮垣地区地番の変遷一覧

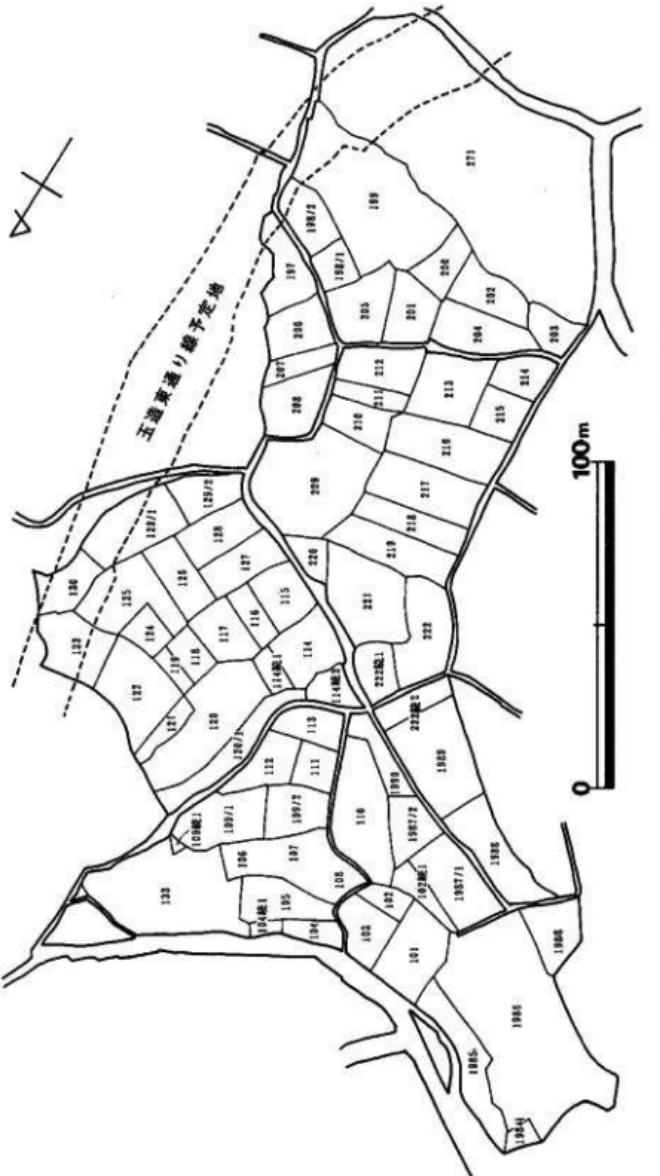
(大正11年～昭和48年)

字	大正11年			備考
青木原	101		抹消地(S48.8.18)	
同	102		同上	
同	102統1※		同上	
同	103		同上	
同	104		同上	
同	104統1※		同上	
同	105		同上	
同	106		同上	
同	107		同上	
同	108		同上	
同	109	109/1(S23.4.1) 109/2(S23.4.1)	同上 同上	
同	109統1※		同上	
同	110		同上	
同	111		同上	
同	112		同上	
同	113		同上	
同	114		同上	
同	114統1※		同上	
同	114統2※		同上	
同	115		同上	
同	116		同上	
同	117		同上	
同	118		同上	
同	119		同上	
同	120		同上	
同	120/1		同上	
同	121		同上	
同	122		同上	
同	123	123/1(S45.5.1) 123/2(S45.5.1)	同上 同上	
同	124		同上	
同	125	125/1(S45.5.1) 125/2(S45.5.1)	同上 同上	
同	126		同上	
同	127		同上	
同	128		同上	
同	129	129/1(S38.1.14) 129/2(S38.1.14)	同上 同上	
同	130		同上	
同	133		同上	
同	1984		同上	

字	大正11年			備考
青木原	2032		確認不能(S54.10.3)	
同	1985		抹消地(S48.8.18)	
畠ヶ原	1986		同上	
同	1987/1		同上	
同	1987/2		同上	
同	1988		同上	
同	1989		同上	
同	1990		同上	
湯面	197	197/1(S45.5.1) 197/2(S45.5.1)	同上 同上	
同	198/1		同上	
同	198/2	198/3(S45.5.1)	同上	
同	199	199/1(S45.5.1) 199/2(S45.5.1)	同上 同上	
同	200		同上	
同	201		同上	
同	202		同上	
同	203		同上	
同	204		同上	
同	205		同上	
同	206		同上	
同	207		同上	
同	208		同上	
同	209		同上	
同	210		同上	
同	211		同上	
同	212		同上	
同	213		同上	
同	214		同上	
同	215		同上	
同	216		同上	
同	217		同上	
同	218		同上	
同	219		同上	
同	220		同上	
同	221		同上	
同	222		同上	
同	222続1※		同上	
同	271	271/1(S45.5.1) 271/2(S45.5.1)	同上 同上	

(注) 1. ※は官報では「ノ」と表現しているが、当時そのような地番ではなく、「続」の縁りと考えられる。

2. 「抹消地」とは、土地区画整理法による換地処分抹消地を意味する。



\* 222號2は、指定を受けた地番ではない。抹消前は、地日公園、面積145m<sup>2</sup>であった。

\* 2032は、本地圖では確認できない。

図 6 宮垣地区地籍図（昭和13年）

表4 出雲玉作跡(宮垣地区)土地買上げ事業年度別収支一覧

## 収入

(単位:円)

区分	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	計
国庫補助金	1,000,000	3,000,000	8,102,000	3,154,000	15,256,000
県費補助金	200,000	600,000	1,620,000	630,000	3,050,000
町 費	800,000	2,400,000	6,483,600	2,536,400	12,220,000
計	2,000,000	6,000,000	16,205,600	6,320,400	30,526,000

## 支出

(単位:円)

区分	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	計
公有財産購入費(面積)	1,977,000 (659坪)	5,984,000 (1,496坪)	16,205,600 (4,051.4坪)	5,894,400 (1,473.6坪)	30,061,000 (7,680坪)
境界標設置工事				378,000	378,000
事務費	23,000	16,000		48,000	87,000
計	2,000,000	6,000,000	16,205,600	6,320,400	30,526,000

表5 宮垣地区現状変更一覧

No.	申請年月日	許可年月日	対象地番	事由
1	S43. 12. 12	S44. 2. 26	123,125,130 129-1, 271 197, 198	道路建設事前調査
2	S44. 5. 1	S44. 11. 7	123,125,130 129-1, 271 197, 198-1 199	道路建設
3	S45. 10. 8	S45. 12. 25	126	第1次学術調査
4	S46. 7. 15	S46. 8. 28	126,111,218	第2次学術調査
5	S47. 1. 20		271,199,	公園建設
6	S48. 4. 30		85-3, 85-8 85-10	公園建設
7	S53. 4. 24		85-8	管理舎建設

## ②都市計画街路玉造東道り線の指定地東端通過問題

昭和41年10月計画決定された玉造東道り線の指定地東端の通過が計画された。かかる面積は2,118m<sup>2</sup>に上った。温泉街の道路が狭く、大東方面からの交通量も多くなることが予想され、今後の玉湯町の発展に欠くことができないとして、地元や道路

関係部局から強い要望が出されていた。このため昭和44年2月27日から3月31日まで、事前調査として道路予定地内の発掘調査を実施することになった。その結果、別に記すように玉作り工房跡などの遺構をはじめ、多数の玉作り関係資料が検出された。文化庁は指定地内通過に強く難色を示し、開発側と粘り強い交渉が行われた。指定地を保護するために橋をかけることも提案された。しかし工事方法に無理があることや周辺の土地利用上難があるなどの理由から実現しなかった。昭和44年10月7日、道路建設を内容とする現状変更許可が出された。12m幅のこの街路は昭和46年に着工され昭和55年には一応の完成を見た。

### ③出雲玉作史跡公園整備

土地区画整理事業の中すでに具体化されていた史跡公園の整備は、全域の発掘調査を実施し、その結果によって、基本計画を立案することになった。昭和46年2次にわたる調査によって、多数の玉作り工房跡や数万点を越える玉未成品等が検出され、宮垣地区における古代玉作りの実態が判明した。この調査結果をもとに、設計の基本方針が立てられた。

公園は基本的には都市公園の一つに位置付けられ、公園施設は都市計画事業として建設省の補助金を得、史跡の保護・整備および野外展示に関するものは、文化財の環境整備事業として文化庁の補助金を得て実施した。公園建設は昭和46年度から48年度まで3箇年を費やし、文化財関係の施設建設は昭和47年度と48年度の2箇年を要した。都市計画事業(公園)、および環境整備事業の年次別の収支一覧は表6および表7のとおりである。

表6 出雲玉作跡(宮垣地区)都市公園事業年度別収支一覧

（単位：円）				
区分	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	計
国庫補助金	1,500,000	8,000,000	16,000,000	25,500,000
町費	2,000,000	4,409,540	11,400,000	17,809,540
起債	1,000,000	3,600,000	4,600,000	9,200,000
計	4,500,000	16,009,540	32,000,000	52,509,540

### 支出

区分	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	計
工事請負費	4,273,000	15,062,000	30,348,000	49,683,000
造成・園路・広場 舗装費	4,273,000	12,521,000	9,091,000	25,885,000
便所・休憩施設		2,541,000	5,838,000	8,379,000
照明施設			6,326,000	6,326,000
水飲・散水施設			3,996,000	3,996,000
柵			1,327,000	1,327,000
			3,770,000	3,770,000
測量・試験費		175,640	60,000	235,640
事務費	227,000	771,900	1,592,000	2,590,900
計	4,500,000	16,009,540	32,000,000	52,509,540

表7 出雲玉作跡（宮垣地区）環境整備事業年次別収支一覧

収 入

(単位：円)

区分	昭和47年度	昭和48年度	計
国庫補助金	2,500,000	2,874,000	5,374,000
県費補助金	833,000	958,000	1,791,000
町費	1,831,000	1,967,577	3,798,577
計	5,164,000	5,799,577	10,963,577

支 出

(単位：円)

区分	昭和47年度	昭和48年度	計
工事請負費	5,164,000	5,739,000	10,903,000
工房跡覆屋	4,700,000		4,700,000
工房跡台座	464,000	1,460,750	1,924,750
復元家屋		3,377,000	3,377,000
古墳整備		348,450	348,450
説明板		363,800	363,800
排水		189,000	189,000
事務費		60,577	60,577
計	5,164,000	5,799,577	10,963,577

### I) 公園の位置付け

玉湯町は人口6千余人、面積約25km<sup>2</sup>の小さな町である。宍道湖の南岸に位置し、松江市に隣接している。農業とともに温泉関連の観光産業を主な産業としている。人口は温泉街のある玉造地区と交通至便な湖畔の湯町地区に集中する傾向が見られ、市街地を形成しつつある。

史跡公園は次の2点に期待がもたれていた。まず、玉造温泉には温泉以外に見るべきものがないため、史跡を観光面におおいに利用する。史跡公園はその核としての役割を果たす。つぎに都市計画上の観点から、今後良好な市街地形成を行うためには先行的に公園用地を求め、都市公園としての機能を求める。

### II) 設計の方針

公園の立地は花仙山のふもとの高台で宍道湖を望み、日照、通風、水利、排水、景観のすべてに恵まれている。しかし史跡指定地であるため、大規模な地形の変動は困難であり、植栽が設計の焦点となった。史跡整備については発掘の結果、工房の復元、工房跡の原状保存施設の建設、工房跡の台座表示、古墳の復元整備が盛り込まれた。

### III) 公園設計

**主要施設の配置と動線計画** 工房復元家屋2箇所、工房跡表示台座6箇所、古墳整備2箇所、工房跡の原状保存施設(覆屋)1箇所が計画された。これらは発掘の結果によっておのづとその位置が決まった。復元家屋は造構等を避けて、配置された。

資料館の設置も公園内南端に計画されていたが、指定地内であることから、地区東側の鳥場台地に変更された。メインアプローチは県道の東通り線より導入し、円内を一周する間に、野外の展示を観察する。と同時に公園全体の地形や構造を看取できるということで、園路は回遊式が採用された。

**景観計画** 史跡公園であるため、総合公園や運動公園のような多様で高密な利用ができないことと、工房跡など野外展示物が比較的地味なものであることから、利用者の空間体験を印象的なものとする景観計画が公園設計上の核心となった。

広い単純な空間では、孤立した対象が強い象徴性をもつ。狭い空間ではそのよう

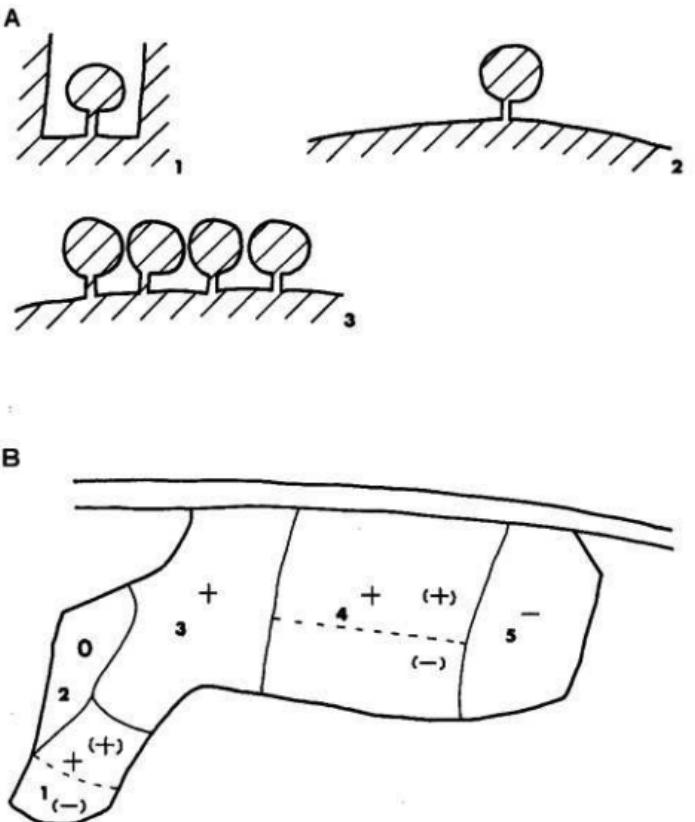


図7 史跡公園内の空間利用と地域区分模式図

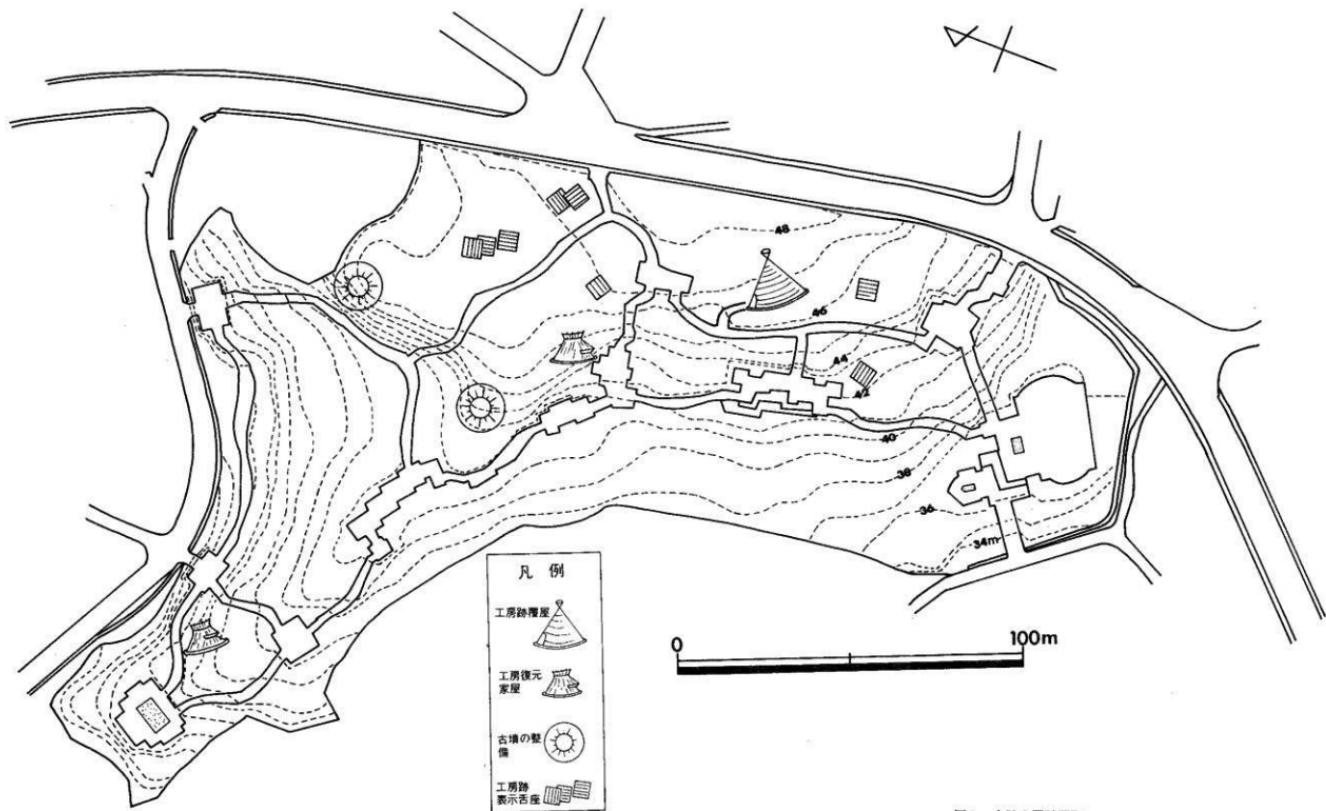


図8 史跡公園計画図

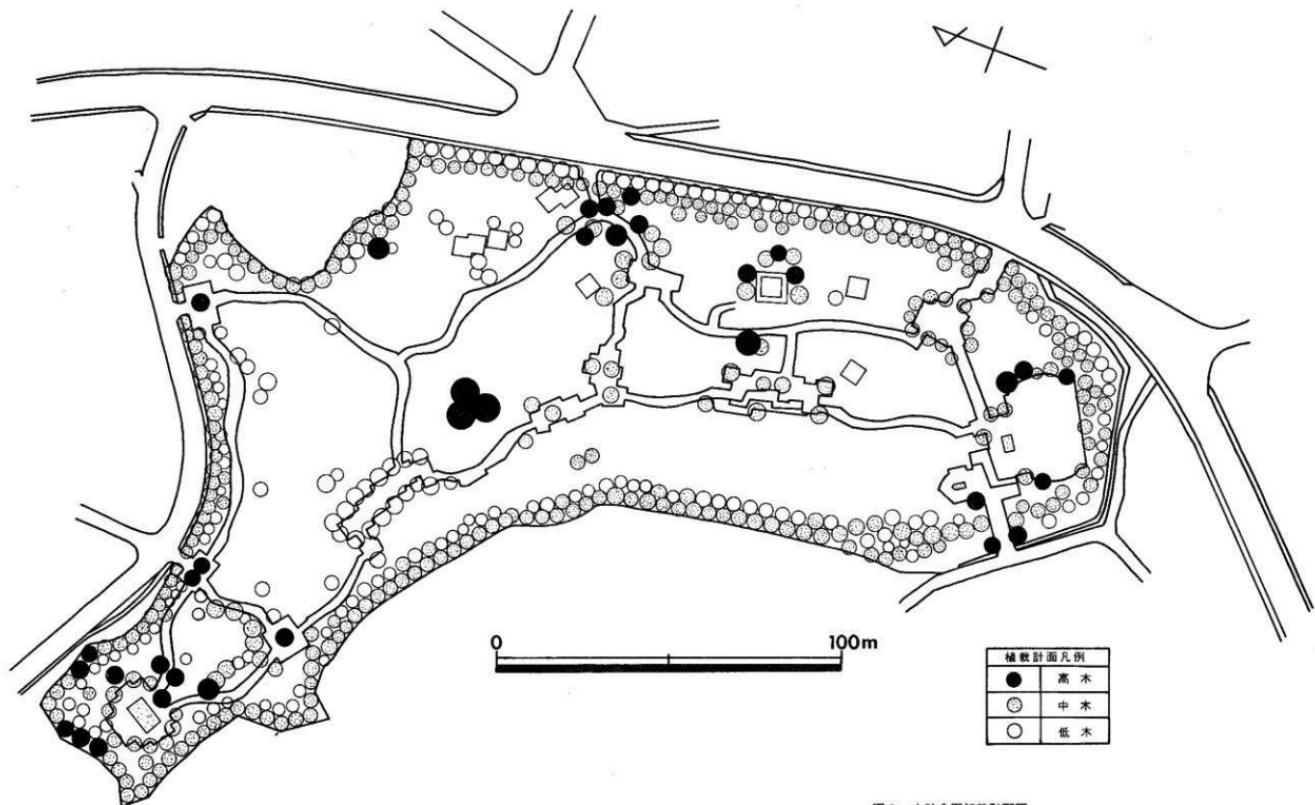


図9 史跡公園植被計画図

な象徴性は弱められる。広い空間においても対象が複数存在するとき象徴性は相殺される。図7-Aの3のようなケースでは残された空間の形態が空間の印象を左右する。同図2のケースでは周辺のきょう雜物を除去し、純化することにより空間を明瞭なものとし、対象を印象深いものにする。1のケースでは空間のへこみを強調することで、空間の密度を高めることができる。プレーンでひろやかな空間と高密で閉塞的な空間の対称が空間体験に変化を与える。前者を+空間、後者を-空間として、計画地域を区分すると、図7-Bのようになる。1地区は分離された-空間として森を造成し、森の中の広場を公園の中のサンクチュアリとして計画する。2地区は3地区の+性を強調する空間とし、芝生もしくは丈の低い草花、小灌木の植栽で構成する。4地区のうち西側の低地は疎林の中の小道といった構成で3地区に出会ったときの高揚感を準備する地区とする。

**植栽計画** プランを植栽計画図(図9)に示す。対応する樹種は表8による。花木類の群植は種類・色の異なる場合は花期の重複しないものを同じ群にまとめる。花期グラフから、群植単位として次のようなグループを考える。

- 1.つばき、さざんか、やまぶき、きょうちくとう、ひめしゃら(境界植栽)
- 2.れんぎょう、はなみずき、びようやなぎ、ふよう、にしきぎ(4地区疎林)
- 3.ゆきやなぎ、りゅうきゅうつつじ、さつきつつじ(3地区広場修景)

#### IV) 史跡公園関係主要施設

**園路および広場** 史跡公園は風致公園としての性格が強いため、園路・広場はとくに意を用いて、園内逍遙を樂しませるプランを考え、園路・広場とともに変化のある形と幅員を持たせた。舗装は小砂利敷きとする。また4つの広場にそれぞれ春夏秋冬の名称を与えて、春=クスノキ、夏=サルスベリ、秋=キンモクセイ、冬=ウバメガシを植栽する。

**復元家屋** 2棟の工房が復元された。いずれも当時大阪市立大学の鈴木充氏の設計になるものである。正面入り口に近いA地区に建てられた工房は半傾斜床をもつ71CII号工房跡のプランをモデルに、全国各地の古墳時代の住居に関する資料から復元されたものである(図10-A)。西北のB地区に建てられた工房は、出雲地方の古民家からさかのぼって設計された。前者が隅丸方形プランであるのに対し、方形のプランをなしている(同図B)。

**工房跡覆屋(図11)** 発掘した工房をそのままの状態で保存し、公開しようという

表8 史跡公園植栽樹一覧

## 1 高さ及び常緑落葉の別

	常 緑 樹	落 葉 樹
高木	くすのき、あらかし、さわらかいづかいぶき	
中木	もちのき、いぬつけ、まさき、ねずみもち、うばめがし、つばき、さざんか、もくせい、きょううちくとう	はぜのき、うめもどき、ひめしやら、はなみずき、とうかえで
低木	じんちょうげ、りゅうきゅううつつじ、やまつづじ、さつきつづじ、あせび、くちなみ、はくちょうげ、ひさかき、なんてん、ヒイラギナンテン	にしきぎ、のむら、ふよう、びようやなぎ、どうだんつづじ、れんぎょう、おおでまり、ねこやなぎ、あじさい、ひゅうがみずき、ボケ、やまぶき、コデマリ、ゆきやなぎ

(\*印は花木。選択の規準は入手しやすさ、移植の容易さ、管理しやすさ、適地性、郷土とのゆかりの深さ等を参照した。)

## 2 用途別分類

孤立して植栽するもの	園内に群植するもの	境界に植栽するもの
1. くすのき、はぜのき、はなみずき、あらかし、もくせい	りゅうきゅううつつじ、やまつづじ、さつきつづじ、あせび、どうだんつづじ、れんぎょう、おおでまり、あじさい、やまぶき、ひゅうがみずき、コデマリ	さわら、かいづかいぶき、もちのき、いぬつけ、まさき、ねずみもち、うばめがし、つばき、さざんか、きょううちくとう、うめもどき、ひめしやら、とうかえで、じんちょうげ、ひさかき、にしきぎ、ボケ、ゆきやなぎ
2. (群植中に、混植するもの) くちなみ、なんてん、ヒイラギナンテン、のむら、ふよう、びようやなぎ、ねこやなぎ		

施設である。C 地区で見つかった71C II号工房跡を円錐形のドームで覆っている。

**工房跡表示台座** 工房の位置を示すもので、単独で存在したものとしめす単座(図12)と複合していたことを示す複座の2種類がある。前者は4基、後者は2基設置した。

**古墳整備** 指定地内には2基の古墳がある。両者とも芝張りにより整備された。

このほか公園内の各所に説明板が設けられ、利用者の理解を助けている。大型が2枚、小型が8枚ある。

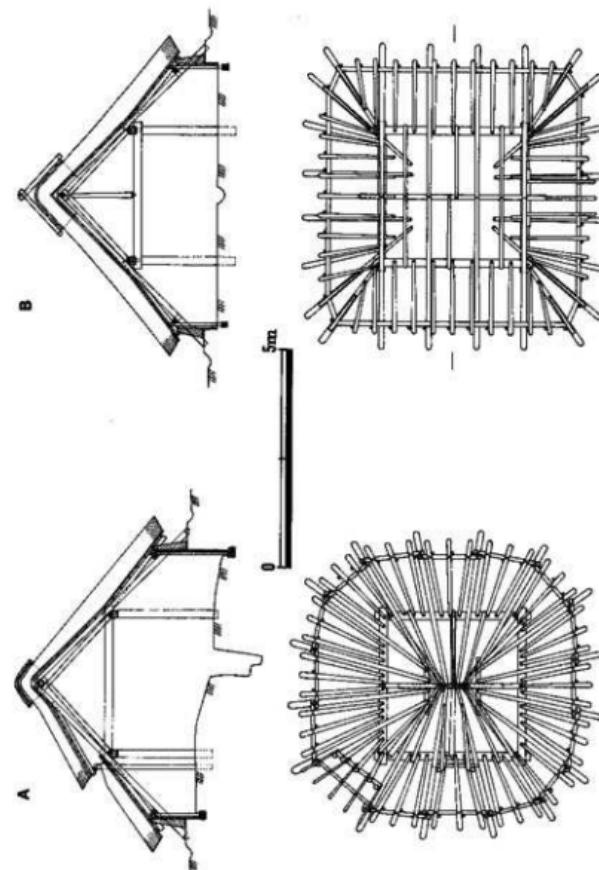


図10 史跡公園復元案

圖11 史跡公園工房鋪設盤

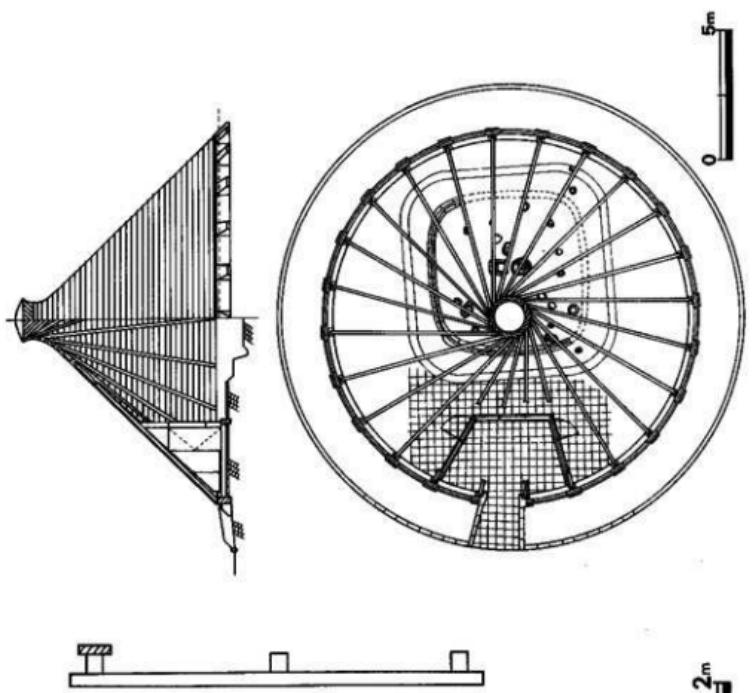
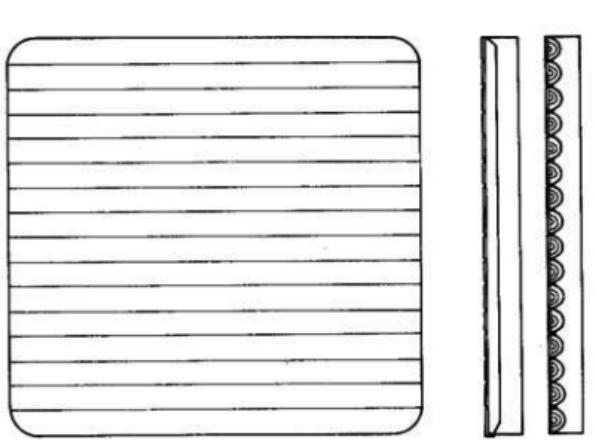


圖12 史跡公園工房鋪設表示台座



(2) 宮ノ上地区

宮ノ上地区は前述のように玉作湯神社境内を中心している。宮垣地区と比べると指定時の状況から変化が少ない。表9のようにもとの地番の分筆等はあるがそれほど大きなものではない。現状変更申請も少ない。もっとも大きい変更は昭和47年に行なわれた町道玉ノ宮線が指定地を一部取り込んで、拡幅されたことであろう。道路の下になったのは合計面積は約60m<sup>2</sup>であった。

表9 宮ノ上地区地番の変遷一覧

(大正11年～昭和60年)

字	大正11年			昭和60年
湯ノ端	495内第1			495／1
同	503			503
同	504	504／2(S24.6.15)		504／2
		504／4(S27.10.3)※		504／4
			504／1(S55.4.31)	504／1
同	504／1	504／3(S24.6.15)		504／3
		504／5(S47.6.6)		504／5
		504／6(S47.6.6)		504／6
同	505			505
同	506	506／1(T14.9.15)		506／1
		506／4(S47.6.6)		506／4
		506／2(T14.9.15)		506／2
		506／3(T14.9.15)		506／3
同	507			507
同	508			508
宮ノ上	522			522
同	522／1	522／2(S5.1.4)		522／1 522／2
同	523		523／1(S47.6.5)	523 523／1
同	524		524／1(S47.7.31)	524 524／1
同	1827			1827
同	1828			1828
宮ノ後	1833			
同	1833統1※ (指定外)		1833(S54.11.14)	1833

※504／4は、S26.12.4付で504／2から分筆され、S27.10.3、再び504／2に合筆され、さらに同日付で分筆された。

※1833統1は、地目・社地、面積7段19歩であった。

表10 宮ノ上地区現状変更一覧

No.	申請年月日	許可年月日	地番	事由
1	S59. 1. 24	S59. 2. 29	522	家屋の改築

## 第4章 発掘調査の概要

### 1. 宮垣地区

これまで3次にわたる調査が実施された。まず昭和44年2月・3月、都市計画道路の建設工事に伴い指定地の東縁が緊急に調査され、玉作り集落の縁辺が検出された。昭和46年の3月と8・9月には指定地を史跡公園に整備するに先立ち、学術的立場から発掘調査が行なわれた。この調査により、玉作りの工房跡や集落の範囲、規模、時期等を確認し、考古学上、古代史上画期的な成果を挙げるとともに、公園整備へ向けて、基礎的資料を提供した。

#### (1)昭和44年の調査

東通り線は指定地の東端に予定され、角状に東へ突出した2箇所がかかることになった(図6参照)。その間に未指定の丘陵をはさんでいる。調査対象地の地番は字青木原123番地他3筆、字湯面271番地他3筆で総面積は2,118m<sup>2</sup>ある。玉湯町教育委員会が調査主体となり、当時島根大学教授の山本清氏、和洋女子大学教授の寺村光晴氏、島根県文化財保護主事の故近藤正氏らによって、昭和44年2月27日から同年3月31日の間実施された。

2箇所のうち、北側を第1地区、南側を第2地区とした。第1地区は道路予定地のセンターラインと傾斜変換線によりA～Dの4地区に区分した。第1地区は畠、第2地区は標高がやや低く、水田となっていた。

#### ①第1地区

##### A地点

9個の検穴を検出した。いづれも碧玉、めのう、水晶の原石、剥片およびこれら石材による玉類未成品を伴い、玉生産に関係する豊穴と認められた。しかし相互に複合し、全プランが推察し得るものは69A I号工房跡のみであった。69A I号跡は西壁を欠くが、辺約5.6mのほぼ方形の豊穴で、東壁中央部に近接して長径77cm、深さ23cmの不整円形の工作用ピットを持つ。

遺物は碧玉製管玉未成品・勾玉未成品、めのう未成品、水晶丸玉未成品、ガラス小玉およびこれら石材の剥片が多量に出土している。土器は山陰須恵器編年の第II期に属し、6世紀前半と考えられる。

他の豊穴はすべて本跡より時期が下降し平安時代まで至る。

##### B地点

8個の豊穴(不明確の豊穴を含む)と5個の土壙が検出されたが、いづれも複合し

ている。しかしどとの豎穴が玉類の生産に関係するものと推察された。明瞭に工作用ピットを伴ったものは69BⅢ号工房跡で、一辺約5.6mの方形と推定されるが、東半部約1/3のみが残存した。

出土遺物はA7地点と同じく極めて多く、とくに69BⅢ号工房跡が顕著であった。碧玉管玉未成品、勾玉未成品、水晶およびめのう丸玉未成品、滑石製白玉未成品等で剝片等も極めて多量であった。69BⅢ号工房跡は須恵器の第II期と推定され、他の豎穴はそれ以降平安時代に至る間に比定されるものである。

#### C 地点

道路予定地のセンターより東側の地点で、 $2 \times 2\text{ m}$ グリッドにより調査をしたが、遺構を検出することができなかった。遺物もほとんど認められてない。

#### D 地点

今回の発掘地域の最北端に当たり、C地点と同様に、遺物・遺構ともに検出することができなかった。

### ②第2地区

発掘の結果、碧玉、めのう片が若干出土し、遺構らしいものも検出されたが、青色粘土層が地表面まで続き、常に湧水があり、常態を保つことが困難であった。

以上の調査の結果、第1地区A・B地点に多くの豎穴および遺構を認めた。そして、豎穴の多くは玉作り工房跡と推察される。出土遺物の観察から5世紀末の古墳時代中頃から、平安時代に至るまで長期間、玉作り集落が営まれたことが判明した。

この調査では指定地における位置と同じく玉作り集落のはば東縁に当たる地点を掘りあてたと考えられた。

### (2)昭和46年の調査

本調査では史跡出雲玉作跡発掘調査團が結成され、第1次調査が3月1日～4月9日、第2次調査が8月21日～9月17日の間実施された。調査團の團長には島根大学教授山本清氏、副團長に和洋女子大学教授の寺村光晴氏を委嘱し、島根県教育委員会、島根大学、国学院大学の指導と協力を得た。

地形により、全域をA(字宮垣)、B(字青木原)、C(向畠)の3地区に区分した。A地区は記加羅志神社跡古墳を含む山裾のはば平坦な旧畠地、B地区はA地区に西接する舌状の丘陵で、先端を温泉街へ突き出している。C地区はA地区に南接した山麓の傾斜地で全体が西に緩やかに傾斜し、南縁は急下降して、水田になっている。

第1次調査では、遺跡全体にテストピットをあけ、集落の分布範囲を確認するとともに、A・B地区の一部を発掘した。第2次調査では、A地区の中央部と記加羅

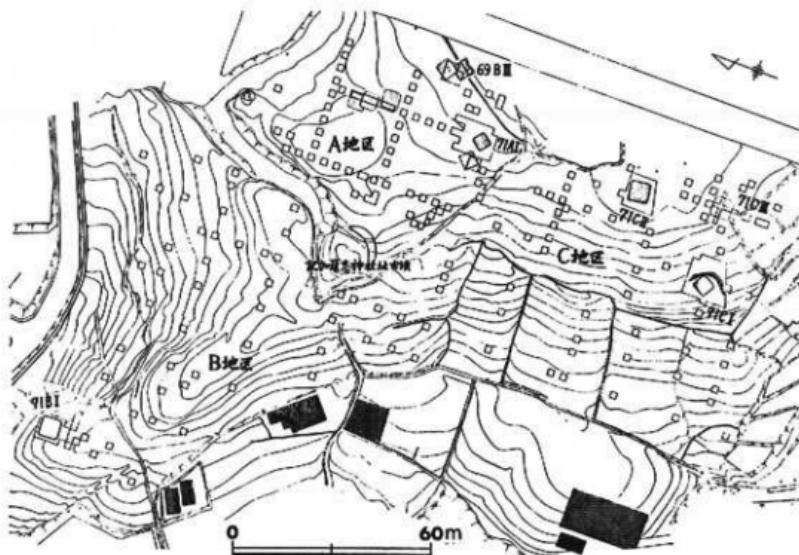


図13 宮塙地区調査区の配置と遺構位置

志神社跡古墳およびC地区の第1地点、第2地点、第3地点の5箇所が調査された。

#### A地区

本地区においては台地の東半および南半部に竪穴群が認められ、さらにこれを囲むように集落の北側と西南側に3本の溝状遺構検出した。竪穴は大半が玉作りに関係するもので、昭和44年の調査(A地区第1地点)を含めると23個にも及ぶ。しかしこれらは同一地点にいくつもの竪穴が重なり合い、複合していた。竪穴の全プランが把握されたのは71A I号工房跡にすぎなかった。

**71A I号工房跡** 南壁長5.08m、北壁長4.76、東壁長4.8m、西壁長4.46mの矩形のプランをもち、南壁の中央よりやや西側に工作用ピットが穿たれていた。工作用ピットは90×82cmの胴張り長方形を呈し、幅12cmの浅い2本の溝で周溝に接続していた。工作用ピットの東南部に筋砥石が置かれ、竪穴の東北隅には、石英塊の集積が見られるなど、工房内における生産の機能を明瞭に示していた。本跡は71A III号跡など3個の竪穴と複合関係にあった。

**記加羅志神社跡古墳** 径16mの小円墳で渢門を北北西に向けて開口する横穴式石室を内部主体とするものである。石室は既に天井石をことごとく失い、また側壁も

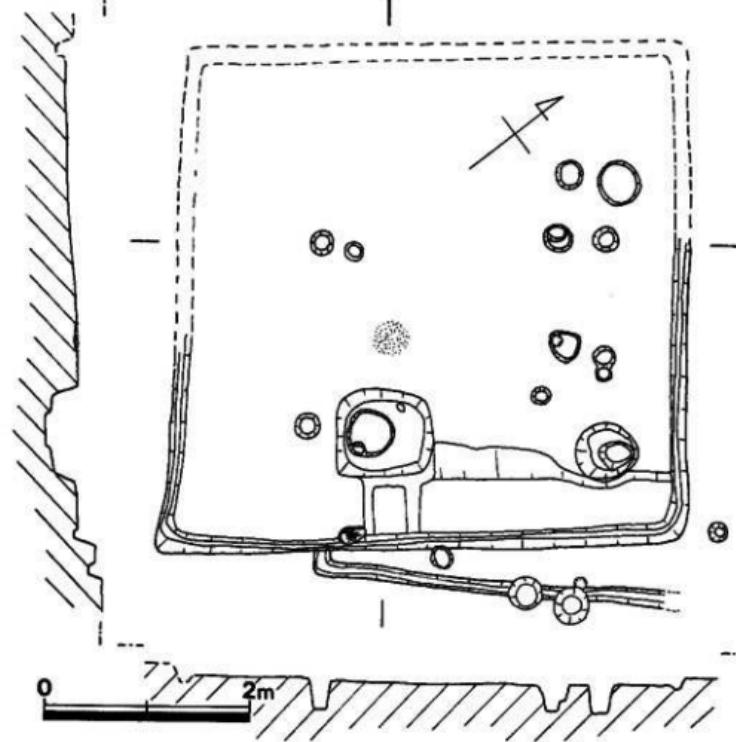


図14 宮塙地区71-A 1号工房跡

上半部を欠損して全壊に近い状態であった。しかし基底部が残されており、石室の構造・規模はおおむね知ることができた。

石室は縦長の玄室と入り口に向けて幅を狭める羨道部からなり、長さ約2.5m 幅1.5~0.95mであった。

副葬品は保存良好で、羨道部より須恵器7個が発見された。内訳は高杯5個、杯蓋2個である。この他原位置を失っていたが、石室の外側からガラス丸玉1個、ガラス小玉1個が検出されている。副葬されていた須恵器は形態から6世紀後半のもとのみられる。

その他墳丘の裾には東側に幅2.3m、深さ30cmの浅い溝が弧状にめぐらされている。この周溝からは4基の土壙が発見された。II期の須恵器を伴い、古墳築造前に造られたと考えられる。

## B地区

本地区はA地区から馬の背状にのびた丘陵であるが、その北縁部および北端に集落の存在が認められ、4個の竪穴が検出された。しかし竪穴は相互に複合し、全プランを把握し得たのは71B I、71B II号工房跡の2基のみであった。

71B I号工房跡 南壁長6.14m、残存東壁長2.9m、同西壁長5.35mの方形で、南壁のほぼ中央近くに工作用ピットが穿たれている。本跡は全プランの約1/2しか残存していなかったにもかかわらず、出土した未成品、原石、大型剝片は1500点以上にも達している。未成品には滑石製白玉、碧玉製管玉・勾玉のほか水晶垂玉などがあり、とくに滑石製白玉未成品の多いのが注目される。また本跡ではカマド形土器が軒とともに出土し、工房機能と住居機能が兼ねられていたことが確認された。時期は6世紀後半に属している。

## C地区

山麓の斜面に沿って、上部と裾部に集落が存在し、中央部にも若干の遺物包含層が認められた。裾部の集落は指定地外の西側へ延びさらにその一部はB地区丘陵の南縁に沿って北東に達し、これも指定地外に至るものと推定された。斜面の中段を第1地点とし、上部については最上段を第2地点(北側)と第3地点(南側)の2地区に分けた。第1地点では弧状にめぐる2本の溝状遺構とその内側に接して床面に傾斜を有する特殊な竪穴(71C I号跡)が検出された。

71C II号工房跡 南、北壁の一部および西壁を欠くが、一辺約5.7m前後の隅丸方形竪穴と見られる。主柱穴は4個でそれぞれ対称的な位置に存在し、床面の中央部には62×38cm、深さ112cmの長方形プランの工作用ピットが穿たれていた。また西縁で出入り口と推定される小ピット2個も認められている。71C I号跡ほど顕著でないが、この竪穴も床面に傾斜があり、全体の約2/3が東へ9度傾いていた。遺物は工作用ピットに接して筋砥石、北東隅に窪砥石が据え置かれ、碧玉の剝片がおびただしく出土し、そのあり方は、工房内における玉作りの機能を如実に示すものであった。とくに本跡では碧玉製管玉未成品が多く、150点以上を数えたが、单一工房内の出土量としては極めて多い。工作用ピットおよび床面に密着していた土器は小谷式の特徴を備えるもので、4世紀末葉にあたり、宮垣地区では最も古い工房跡である。

### (3)まとめ

3次にわたるの発掘調査は出雲玉作りの解明に多くの新知見をもたらした。2、3注意される点を挙げてまとめとする。

第1に本跡における工房跡の分布は、3地区とも山裾の傾斜変換線に沿って帯状

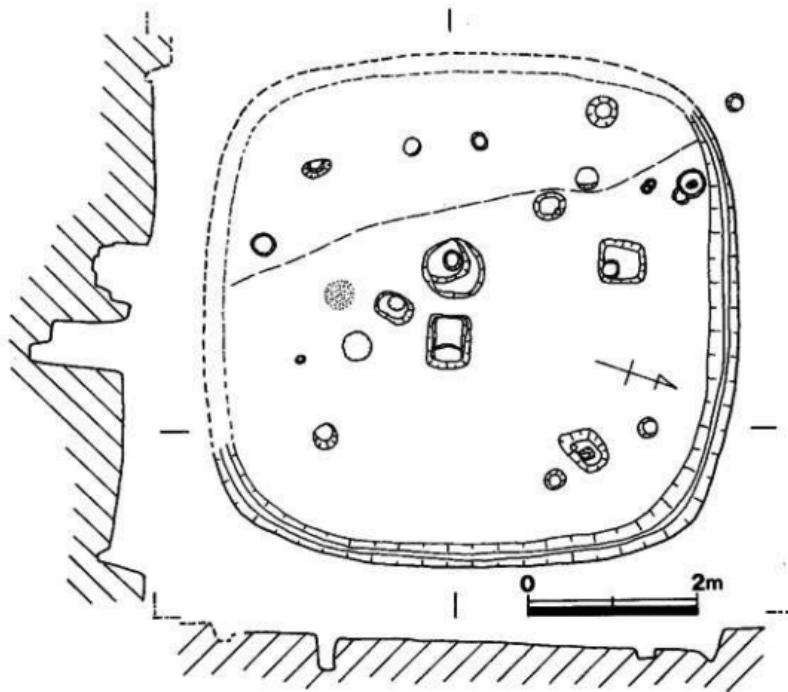


図15 宮垣地区71-C II号工房跡

に認められた。このような集落立地は従来知られている古墳時代集落のあり方とは明らかに異なるものであった。

第2に本遺跡における年代の上限が確認されたことである。71C II号工房跡が最も古く、小谷式土器を伴い古墳時代前期末に比定される。それ以後奈良・平安時代まで存続している。

第3に工房跡は住居も兼用し、時期によって生産内容や工房機能に一定の相異を示していた。例えば、71A I号工房跡が碧玉と石英を主な玉材としているのに対し、やや時期の新しい71B III号工房跡は碧玉、水晶、滑石を主体としていた。

第4に竪穴の中に床面が傾斜したものが含まれていた。C地区から検出された3基の傾斜床の竪穴で、確実に工房といえるものは71C II号工房跡であるが、他に類例がなく、傾斜の理由は不明である。

## 2. 宮ノ上地区

宮ノ上地区では、指定以来発掘を伴う調査ではなく、遺物や遺構を埋蔵する範囲やその性格が今一つ不明確であった。そのため今後の保存・管理上必要な資料を得るために、昭和58年と59年、2次にわたり、国および県の補助事業として玉湯町教育委員会が発掘調査を実施した。

調査の目的は遺跡の範囲とその性格を明確にすることにあり、対象地に適切な間隔でグリッドまたはトレーナーを設定し、土層の状況や遺物包含層の有無を確認することが基本的な作業となった。指定地内には住宅地を含み、調査が実施できる地域は玉作湯神社境内や畠等の空き地に限られた。

調査の便宜上、指定地全域を地形等によりA～Gの7地区に分けた。さらに全域をNラインとEラインにより2m方眼に区画した。Nラインは地形に合わせて設定し(N 4° E)、Eラインはそれに直交する。Nラインは東から西へ順次ナンバーを付し、Eラインも北から南へ同様とした。各方眼の名称はその方眼の北東隅で交わるそれぞれのラインの名称をとり、例えばN56E21などとした。

### (1) 昭和58年の調査(第1次調査)

第1次調査は、F地区の2地点で実施した。昭和58年4月15日に着手し、9月15日に終了した。F地区第1地点は畠地である。第3層の下面で近世以降の遺構を確認し、地山直上の4-d層で弥生時代終末から古墳時代初頭を主体とする保存良好な遺物を検出した。遺物には多量の土器や玉類未成品がある。第2地点は玉湯川沿いにある。砂層等から川水に洗われた形跡もあり、遺構はなく、遺物も陶磁器片若干が出土したに過ぎない。

第1地点は、ほぼ平坦で、標高は22.3mを測る。約56m<sup>2</sup>を調査した。基本層序は4層からなり、第3層下面で遺構が検出された。遺構には溝状遺構1、土壤3、ビット20がある。溝状遺構は延長約6mで、幅約40cm、深さ約20cmを測る。4mほどで直角に折れ曲がり、両側に人頭大の石が1段並置されていた。伴出遺物から近世以降のものと考えられる。

第4層は調査区の北半分のみから検出され、a～eに区分できた。このうち4-c層は砂れき層で幅と方向性をもち、4-d層の一部をえぐって堆積している。

4-d層は調査区の北東側に厚く、5～40cmの厚さをもつ。黒褐色を呈し、やや粘質を帯びる。地山の直上である。この層中から、玉作り遺物を含む多量の土器群がまとまって出土し、たいへん注目された。総量が50固体を越え、壺、甕、器台、高杯、低脚杯、注口土器などを含む。完形に近いものもあり、形態のわかる土器が

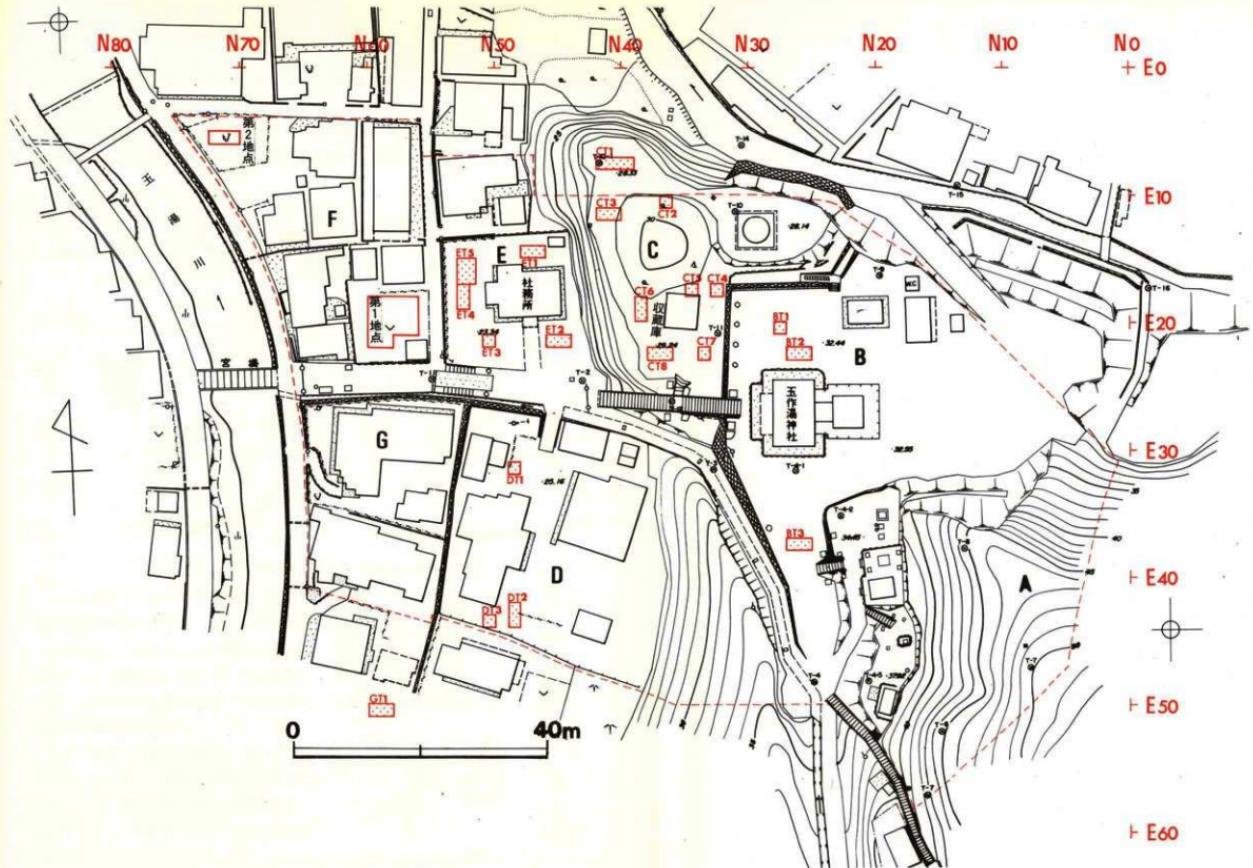


図16 宮ノ上地区の地形と調査区の配置

まとまって出土している。保存も良好で、文様や調整手法もよく看取される。壺、甕は複合口縁で、口縁外面には文様ではなく、肩部にクシまたはハケ状工具により、平行沈線、波状文が単独または組み合わせて施文される。口縁内外はヨコナデ、体部外面はハケ目調整、内面頸部以下はヘラ削りを施す。

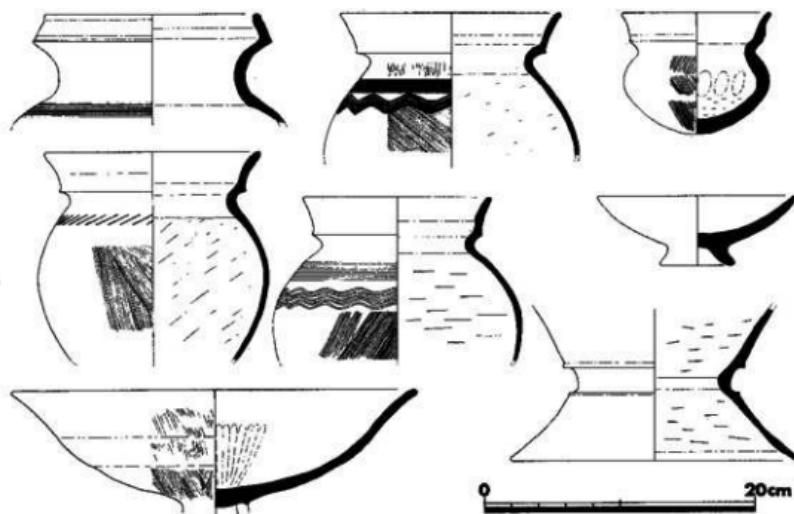


図17 宮ノ上地区F地区第1地点4-d層出土土器実測図

玉材は碧玉と水晶を主体とし、若干の石英と黒曜石片を含む。めのうが全く検出されず、注意された。明瞭な未成品として、碧玉製勾玉、同管玉、水晶製品がある。その他小型磨製石斧、石包丁様石器、石鎌各1点が見つかっている。

第2地点は玉湯川と道路をはさんで接している。畝で、砂層と礫層が互層をなしていた。流水に洗われた形跡があり、造構ではなく、陶磁器片がわずかに検出された。

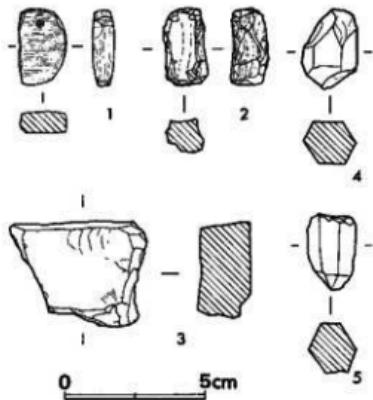


図18 宮ノ上地区F地区第1地点4-d層出土玉類

## (2) 昭和59年の調査(第2次調査)<sup>④</sup>

B、C、D、Eの4地区で調査を実施した。昭和59年5月15日に着手し、9月28日に終了。

### B地区

約2,000m<sup>2</sup>の平坦地で、神社本殿など数棟が立ち並ぶ。標高は32.5m前後である。3箇所にトレンチを設け、いずれも岩盤まで掘り下げた。その結果、本殿から東側は裏山を削り、西側は盛り土をして、造成されていることが分かった。旧表土からわずかな陶磁器片が出土した他は、遺構など皆無であった。

### C地区

C地区は北西に半島状に突き出した標高28~29mの平坦地である。中央部に玉作湯神社境内古墳がある。8箇所のトレンチを設置した。収蔵庫および古墳の周辺を中心とし、北端部の指定地外にも設けた。

遺構はCT8区で炉跡、CT1区、CT4区、CT6区、CT8区でピットが地山や岩盤から見つかっている。しかし有機的なつながりは分からなかった。

遺物は各層に包含されている状態で出土した。収蔵庫の東側、とくにCT4区で多かった。地山まで約1.2mあり、その間10層の層序が確認された。総数は300点を越え、このうち第4層出土資料が2/3を占める。CT4区第4層出土資料は、土器、玉類、砥石がある。

土器には須恵器と土師器がある。玉類に比べると量はわずかである。土師器は小形の楕円形土器で須恵器は杯がある。

玉材は碧玉と黄玉が多く、水晶・めのうは少ない。未成品には黄玉製の白玉、碧玉製の管玉・勾玉、水晶製の切子玉、めのう製の勾玉がある。

砥石はいずれも内磨き砥石で結晶片岩製である。未使用も含めて、5個検出され

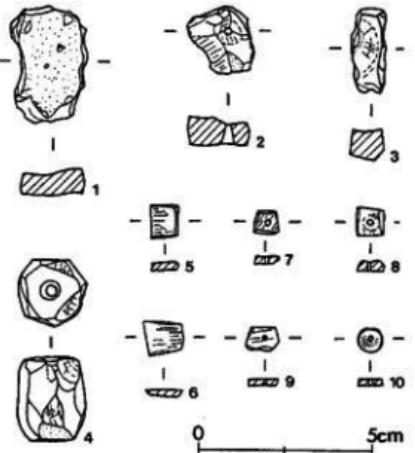


図19 宮ノ上地区C地区CT4区第4層出土玉類未成品

ている。

#### D 地区

山裾の平坦地で、標高は25m前後を測る。面積は約1,200m<sup>2</sup>ある。宮司宅の敷地で母屋をはじめ数棟が建つ。トレンチは南側の畠に2箇所、北側の車庫前に1箇所設けた。南側では地下約1.4mで湧水があり、それ以下の調査を打ち切った。D T 3区では2×4mのトレンチの南端で人為的と考えられる石群が検出された。この石組みの周囲から土師質皿をはじめ、陶器類が出土している。古代玉作りに関する資料は発見されなかった。

#### E 地区

E地区は、C地区に連なる急傾斜の崖の下で、標高23.5m前後の平坦地である。面積は約500m<sup>2</sup>ほどである。社務所があり、1次調査で多数の土器や玉類を出土したF地区第1地点と小道をはさんで対応している。社務所の周囲に5つのトレンチを設置した。遺物、造構にあたったのは西側にならぶE T 4区とE T 5区のみであった。

E T 4区では調査区をほぼ南北に横切る段が検出された。南端には一部石垣を伴っていた。現在の石垣とはほぼ平行する。層序および出土遺物はE T 5区とはほぼ共通

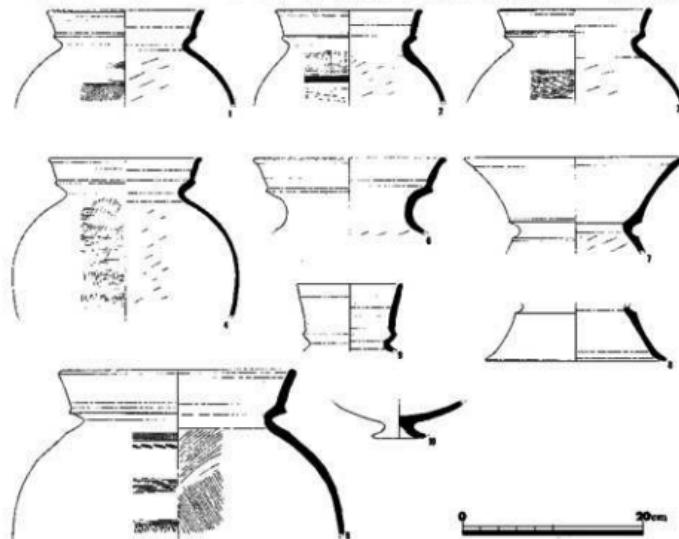


図20 E地区 E T 5区第18層出土土器

するので、E T 5 区の項であわせて記載する。

E T 5 区は E T 4 区の北側に隣接する。4 × 2.5 m の大きさである。土層は E T 4 区と同様で 14 層以上は後世の盛り土であった。第 15、16 層がオリジナルな層で地山に統く。地山は西に緩やかに傾斜している。

遺構は地表面で検出した。土壙 2 基、溝状遺構 1、ピット 22 である。互いの関連は不詳である。

遺物は第 16 層に大部分が包含されていた。黒褐色を呈しやや粘質を帯びる。地山の直上で厚さ 20~30 cm である。単一時期に属する土器が折り重なるように出土し、その中に玉材の破片や玉類の未成品が多数見出された。

土器には壺、甕、器台、高杯、低脚杯がある。甕が最も多く、その他は数点までである。保存はよく、調整法や文様もよく観察される。しかし全形のうかがえる資料はなく、壺、甕類といえば、肩部から胴上半部までのものが大部分である。底部は検出されていない。

玉類は大量の土器の間に散乱した状況で出土した。玉材は碧玉と水晶が大部分を占め、他に黒曜石、石英が若干ある。細かなチップやフレイクがたいへん多く、明確な未成品は少ない。未成品には碧玉製管玉、水晶製丸玉などがある。

砥石は 2 個ある。一つは内磨き砥石で、他の一つは土壙出土の筋砥石である。前者は結晶片岩、後者は花こう岩質である。

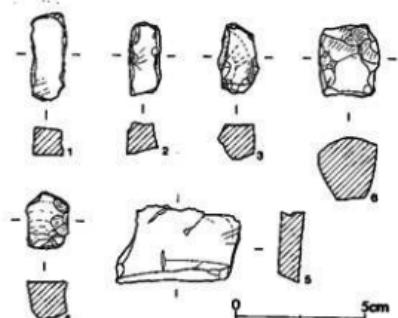


図21 宮ノ上地区 E 地区 E T 5 区第16層出土玉類

#### G 地区

G 地区は玉湯川に沿った低地であるが、F 地区に比べると、1 m ほど高くなっている。G 地区は民家が密集しているため、指定地内に調査区を設けることが出来ず、指定地南側に隣接する畠を対象とした。標高 23.3 m ほどの平坦地で、20 m<sup>2</sup> の広さがある。畠の中央に 2 × 4 m のトレンチを設けた。深さ 1.8 m で川に向かって傾斜する地山に達した。下半部は砂層と粘質土の互層であった。遺物は近世以降の陶磁器以外にはなかった。

#### (3)まとめ

のことについて今まで基本的な変更はないが、各所に石垣等を設けて平坦地を造成している。本殿裏の最も高い主尾根は後世先端部分が大きくカットされ、山腹に盛り土されて、B地区が造成されている。C地区は主尾根から派生する小尾根で、北から南へ入り込んだ浅い谷で主尾根と区別されていた。しかしこの谷は、相撲場とB地区の造成でなくなっている。

丘陵裾部から、玉湯川の間にはさまざまの高さの石垣が築かれている。もともとは、山裾から川に向かって、緩やかに傾斜していたと考えられる。石垣もE T 4区で明らかになったように、現在までには何度も作り替えが行なわれたことであろう。

今回の調査では、遺物・遺構はB・D・Gの各地区およびF地区の川沿いの地区では発見されなかった。

C地区 遺構は未検出で、遺物包含層が検出された。2次的な堆積と考えられる。C T 4区での玉作り資料の特徴は碧玉、めのう、水晶の他に頁岩製白玉が大量に生産されたことである。伴出土器はほぼ6世紀後半とを考えられる。

E地区 E地区は社務所西側で、多量の土器群と玉類未成品が検出されたことが注目される。遺物を包含した第16層は地山の直上にあり、土器の保存も良好で、2次的な堆積とは考えにくい。玉類では、碧玉と水晶で大部分を占め、わずかに黒曜石を含む。めのうが出ていない点、注意される。

F地区 F地区では第1地点で古代玉作りに関する資料を検出した。地山直上の4-d層が包含層で、E地区の第16層と同一層と考えられた。位置的にも幅2mほどの小道をはさんで西接する。包含する土器の形態、調整手法や玉類の石材にも共通点を持つ。出土土器は藤田編年<sup>13</sup>に従えば、山陰IV期の範ちゅうに含まれる。平底が不安定ながら残る点、肩部に文様がひんばんに施される点などから、このうちでもやや古い様相を持つと判断される。この黒褐色土層は社務所の中心部から西北一帯に広がっていると推察される。

以上のように宮ノ上地区では、はじめ社務所西南一帯で弥生時代終末から古墳時代前期初頭に玉作りが行なわれ、その後一時空白期間を置いたのち、1段上がったC地区で内容を異にする古墳時代後期の玉牛産が実施された。この地区は、いまのところ花仙山周辺の玉作り遺跡群のなかでは最も早く玉作りが行なわれた所である。保存良好の大量の土器の検出とともに、たいへん注目される。

## 第5章 保存管理計画

### 1. 現状と問題点

#### (1) 宮垣地区

**指定範囲** 今まで各種の事業により、大きく環境が変わっている。地番も土地区画整理事業により昭和48年8月18日付けをもってすべて抹消され、新しい地番が与えられた(表11)。地番で指定範囲を確認することは出来なくなつたが、昭和43年買収終了後、境界標が設置されているので、その範囲を知ることができる。指定地のうち、東側へ突き出した南北2箇所は道路建設がなされ、都市計画街路玉造東通り線の下になっている(87番4、87番3の一部)。また史跡公園の中には85番9のように指定地外の地域も含まれている。2032番は指定時からあり、区画整理事業をくぐりぬけ、現在も生きているが、登記簿では現地確認不能になっている。

表11 史跡公園地籍一覧(昭和60年)

(昭和60年10月現在、法務局登記簿)

地番	地目	面積(㎡)	所有者	備考
85ノ3	保安林	272	玉湯町	
85ノ8	同上	26,669	同上	
85ノ9	同上	1,267	同上	指定外
85ノ10	同上	138	同上	
2032	公園	62	同上	現地確認不能
計		28,408		

**史跡公園管理** 史跡公園は玉湯町教育委員会が管理している。公園南端に管理事務所があり、管理人1名が常駐している。年間を通して、芝の手入れ、雑草の除去、樹木の消毒・施肥、ゴミの処理を行っている。年間約5万人が観光、遠足、レクレーションなどに訪れている。

公園内には先に述べたように、工房跡原状保存施設、復元家屋などが設けられている。しかし、各施設は完成後10年を過ぎ、老朽化が進んでいる。復元家屋では、柱、棟押さえ、屋根材のカヤが傷みやすい。工房の原状保存では温度・湿度の高低差また地下水の影響により、壁面や柱穴に崩れが起こっている。記加羅志神社跡古墳では芝の活着が悪く、封土の流失が心配される。また公園完成以後植樹されたも

図22 史跡公園地図 (昭和60年)

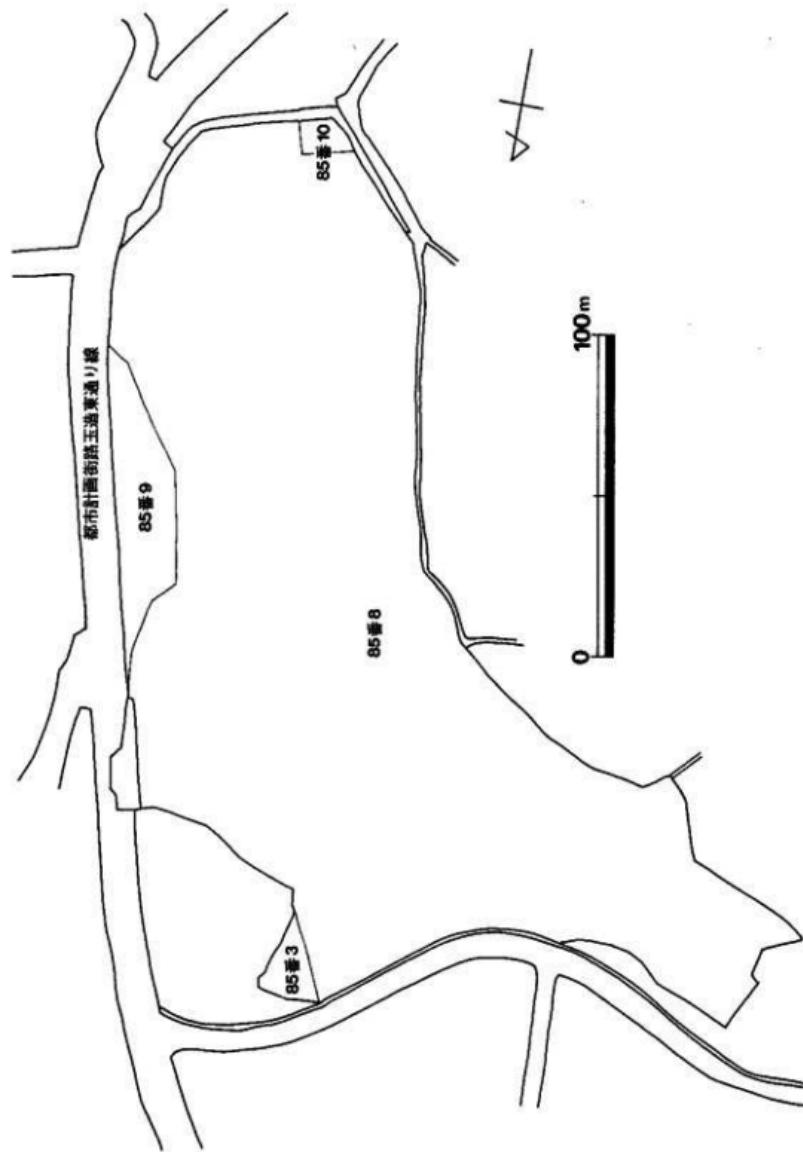


表12 宮ノ上地区地籍一覧(昭和60年)

(昭和60年10月現在、法務局登記簿)

地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者
495ノ1	宅地	207.69	内藤幸吉
503	畠	88.00	長谷川正司
504ノ1	宅地	159.28	竹田善一
504ノ2	同	37.98	青砥信一
504ノ3	同	40.78	仲田恂二
504ノ4	同	112.83	マッサージ組合
504ノ5※	公衆用道路	6.75	玉湯町
504ノ6※	同	6.84	同
505	宅地	187.66	青砥力ネ
506ノ1	同	201.59	仲田満男
506ノ2	畠	229.91	同
506ノ3	宅地	62.74	玉作湯神社
506ノ4※	公衆用道路	15.00	玉湯町
506ノ5※	同	4.14	同
507	宅地	563.90	玉作湯神社
508	境内地	2411.00	同
522	宅地	775.70	遠藤融
522ノ1	畠	193.00	同
522ノ2	宅地	264.03	同
523	同	468.11	新宮幸雄
523ノ1※	公衆用道路	16.20	玉湯町
524	宅地	316.45	錦織素子
524ノ1※	公衆用道路	12.80	玉湯町
1827	山林	608.00	遠藤融
1828	同	384.00	玉作湯神社
1833	境内地	1466.00	同
計		8840.38	

※印の地番はいざれも昭和47年度実施の町道玉ノ宮線の舗装改良工事に伴い、分筆・買取されたもの。現地確認不能。

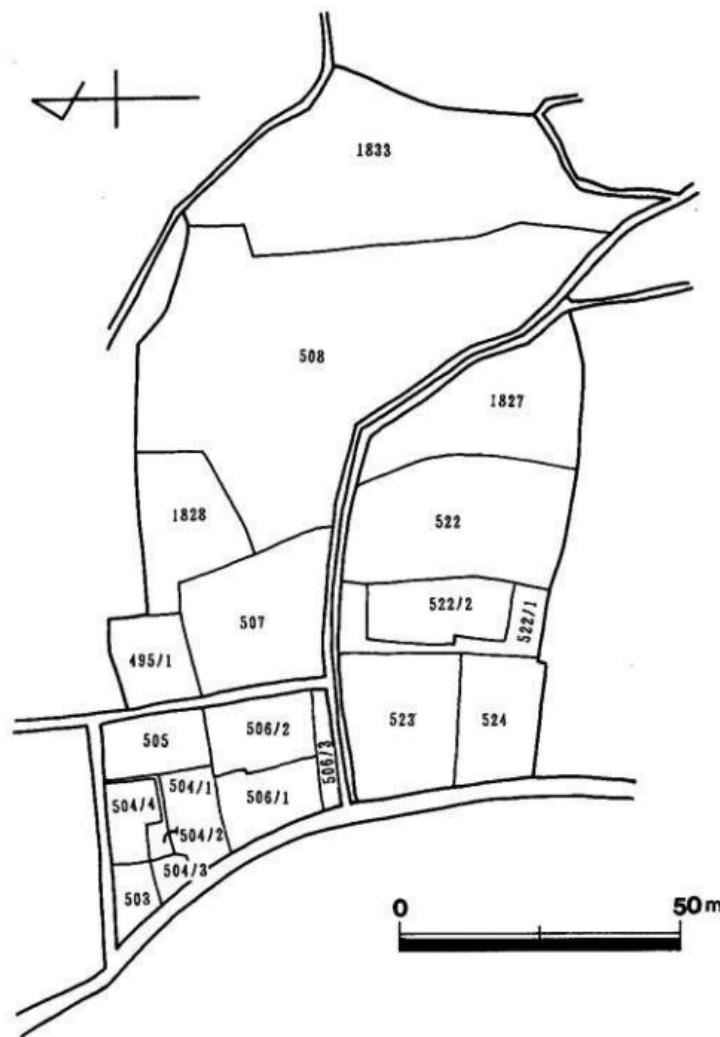


図23 宮ノ上地区地籍図（昭和60年）

の中には、細かな配慮のもとに行なわれた当初の修景計画とは相容れないものがあり、新規の植栽には十分注意する必要がある。

**遺跡の範囲** 指定地の西側には同じような緩斜面が続き、玉材の破片や未成品、土器が採集されている。遺跡の広がりがあると思われる。

## (2) 宮ノ上地区

**指定の範囲** 現在の指定地は8840.38m<sup>2</sup>の広さがあり、26筆からなる(表12)。内訳は宅地が13筆、畠が3筆、玉作湯神社境内地が2筆、山林2筆、公衆用道路が6筆である。面積比は全体を100とすると、宅地38、畠6、境内地44、山林11、公衆用道路1となる。宮司の宅地を含めると神社関連地が全面積の半分を越える。公衆用道路は昭和47年の町道拡張により町道敷地内に含まれた部分である。法的手続きはまだ行なわれていない。また昭和55年指定地外であった1833番続1(面積7畝19歩)が指定地である1833番に合算されている。

**現状変更** 宮ノ上地区には現在12世帯約35人が暮らしている。玉造マッサージ組合の事務所、神社関係の建物のほかは、アパート2棟を含めてすべて個人の住宅である。玉作湯神社は風土記にその名が見え、地区民はアパートの住人を除いて代々生活の本拠地としてきた。家屋の中には老朽化しているものもある。すでに59年には宮司宅が改築された。ここでは宮垣地区でおこったと同じように、都市計画街路玉造東通り線の指定地内通過問題も表面化している。

**遺構・遺物の残存状況** 昭和58・59年に行なわれた範囲確認調査の結果をイ～ハの3地区に区分してみた(図25)。住宅地のため発掘できた地域が限られ、参考程度に掲げることにする。イ地区はC、E地区全体とF地区の東半分にある。ロ地区は宮司の宅地であるD地区とG地区の東半分。ハ地区はA、B地区、F地区とG地区の川沿いの低地である。

## 2. 保存管理計画

### (1) 宮垣地区

**指定範囲について** 現在都市計画街路の下になっている部分は、事実上指定地とする意味を失っている。その部分については指定解除もやむを得ない。また史跡公園内の未指定地(85-9)であるが、現状変更の恐れはないというものの指定地として追加指定するのが好ましい。さらに公園西側の畠には遺跡が広がっていることが想像されるので所有者の理解を得て、計画的に調査を行い、結果いかんによっては追加指定することが必要である。

**各施設について** 建築物、植物ともよく手入れがいきとどいているが、とくに、

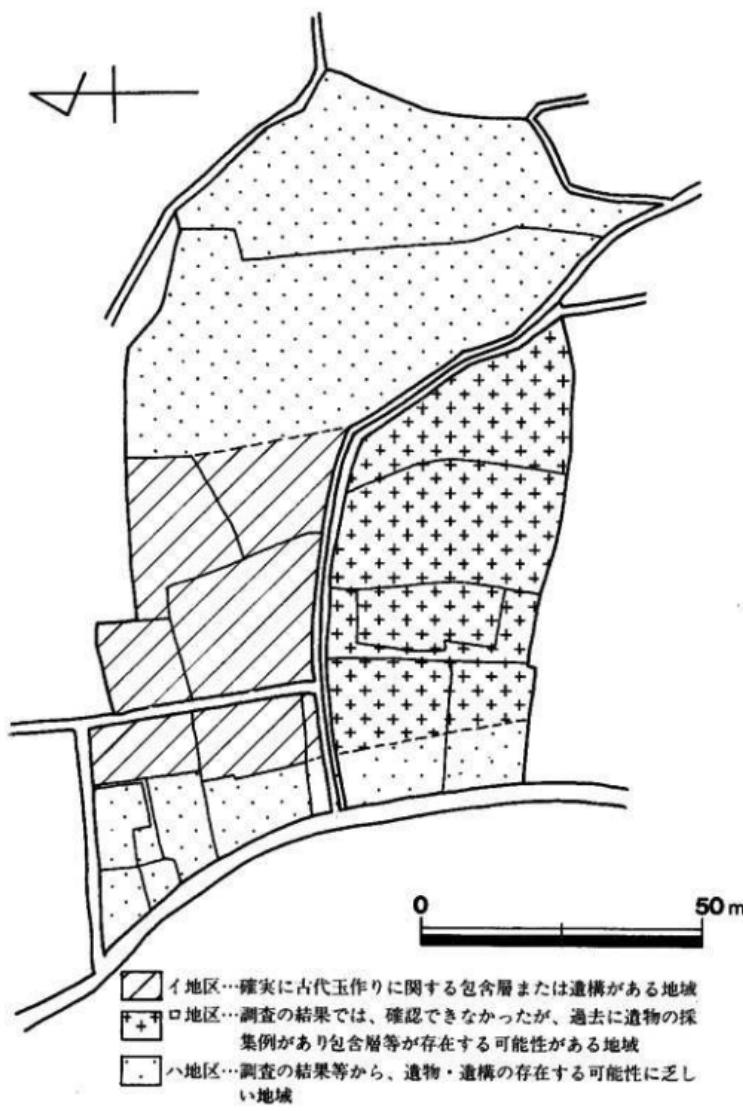


図24 宮ノ上地区遺物・遺構残存状況推定図

施設は経年的に劣化することは否めないことである。そのため点検を逐時実施し、小まめに補修をしなければならない。将来的には全面的な改築も必要となろう。原状保存施設内の工房跡は、雨後の涌き水が主原因と考えられる壁面の崩壊が進んでいる。涌き水を防ぐ措置を早急に取り、対策を急ぐべきである。植栽については、公園の当初の修景計画をよく承知したうえでその配置を決めるべきである。

## ②宮ノ上地区

**現状変更について** 現状変更は指定地である以上原則として認められるべきではない。しかしながら全域が私有地であり、さらにそこに住民が生活している以上、原則を固守することには無理がある。神社の本殿をはじめ、時間とともに家屋の老化が進む。改築、新築は避けることができない問題であろう。このため近い将来、公有地化することが、是非とも必要なことである。しかし早急に実現することには無理があるので、それまでの過渡的な措置として、現在の居住者の増改築については、最低限の現状変更で押さえるよう協力を求めるべきである。

**指定範囲について** 町道の下になった部分は、調査の上指定解除する。昭和55年に指定地1833番に合算された1833番続1はもとの範囲を確認することが困難であるので所有者の了解をえて、指定地に編入するのが得策である。

**指定地の公有地化** 指定地内に私有地があることは、遺跡の保護と活用を図る見地から全く好ましくない。文化財は国民共有の財産だとしながらも、指定地内に居住する一部の住民に負担がかかっている。この両者の抱える問題を同時に解決するには、公有地化することが最良の方策である。玉作湯神社は玉作りの祖神を祭り、玉作り遺跡の中心に位置するのはふさわしい。神社関連地を除く他の民家や畠など約2,050.28m<sup>2</sup>は、住民の十分な理解を得て、近い将来公有地化すべきである。その後は緑地として整備し、神社前的小公園として利用されるようにしたい。

**道路問題について** 現在の県道湯町・大東線が、宮ノ上地区付近で著しく狭く、交通渋滞を引き起こしている現状を見ると、都市計画街路の必要性は認められる。しかし玉造東通り線の当初案は指定地を分断し、しかも先の調査でルート上に重要な遺物包含層があることが確認されたため論外となった。このため従来からある右岸道路を拡幅する考えも出されている。しかしこれも指定地の道路沿いの部分と抵触する。どの程度の拡幅なら許されるのか、調査不十分のため、明確な判断は不可能である。川沿いは住宅地であり、まず宅地を買収し、住宅を移転し、その後調査を実施する必要がある。拡幅の可否と可能な幅員はその結果によって判断されるべきであろう。この買収は指定地全体の公有地化の先駆けともなる。

今後機会を見て、指定地内に限らず、周辺も発掘調査を行い、遺跡の広がりを把握し、必要が認められれば、追加指定も考えなければならない。

## 第6章 小 結

これまで指定地についてのみ述べてきたが、玉造温泉の周辺には、指定地の他にも多数の玉作り跡が立地する。このように多くの玉作り遺跡が集中するところは、見当たらず、わが国古代史上、当地域の大きな特徴となっている。しかし、その実態については、未調査で不明なところが大部分である。今後、こうした遺跡を順次調査し、内容を知り、必要な所は指定をして保護をしなければならない。

玉作り遺跡を取り巻くように分布する古墳や横穴も數10基に上る。玉材産出地花仙山もある。こうした数々の遺跡やその他の文化財を有機的に結び、玉造温泉周辺一帯を史跡公園化することも可能である。昭和53年、島根県文化財保護審議会から出された答申「島根県文化財保護行政長期計画について」の中にも、この地区を遺跡集中地区とし、同様の記述があった。

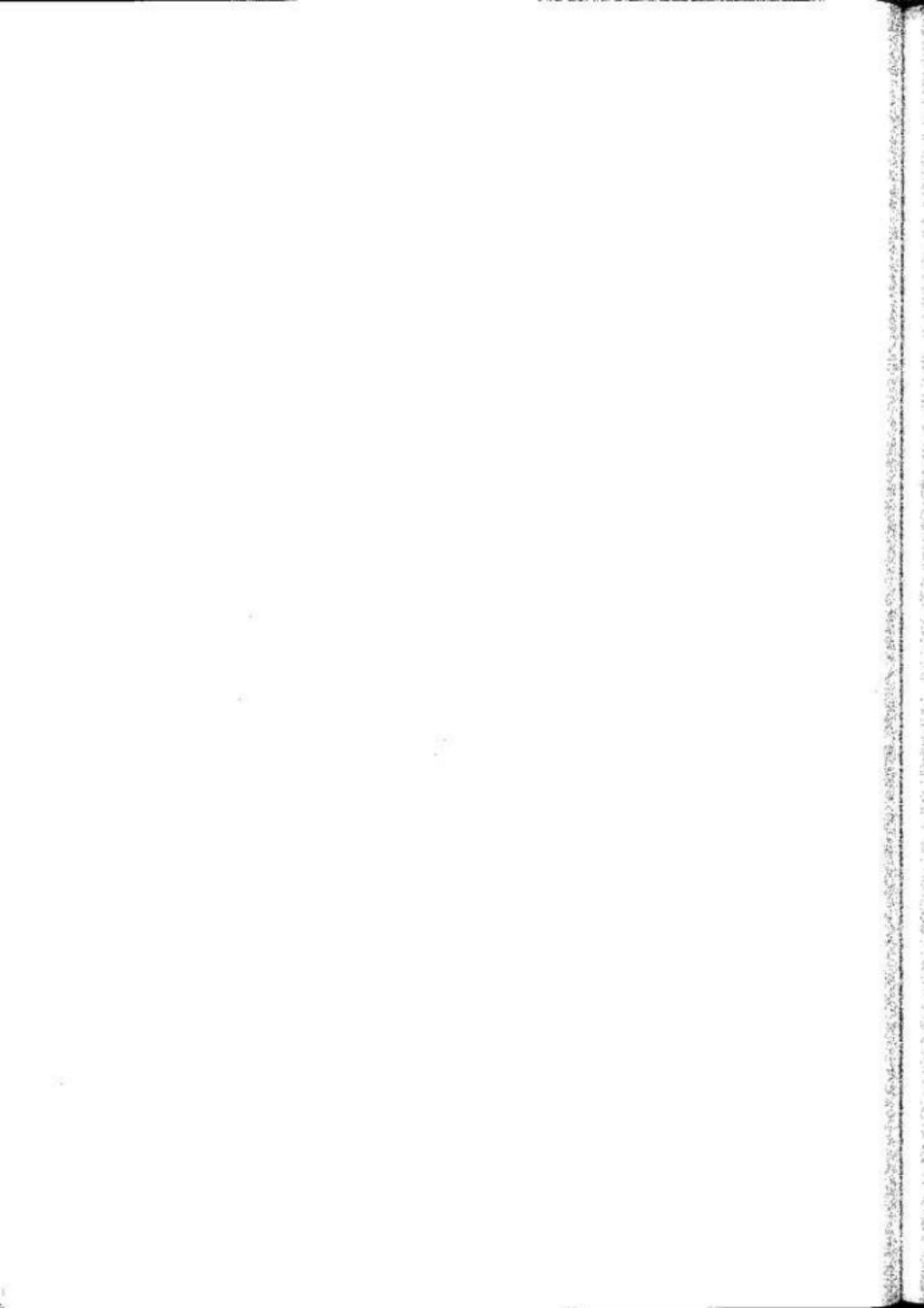
玉作り遺跡の密集地という地の利を大いに生かし、住民の理解と協力を得、官民一体となって、遺跡の保護と活用をさらに進めていただくことを願う。

## 註

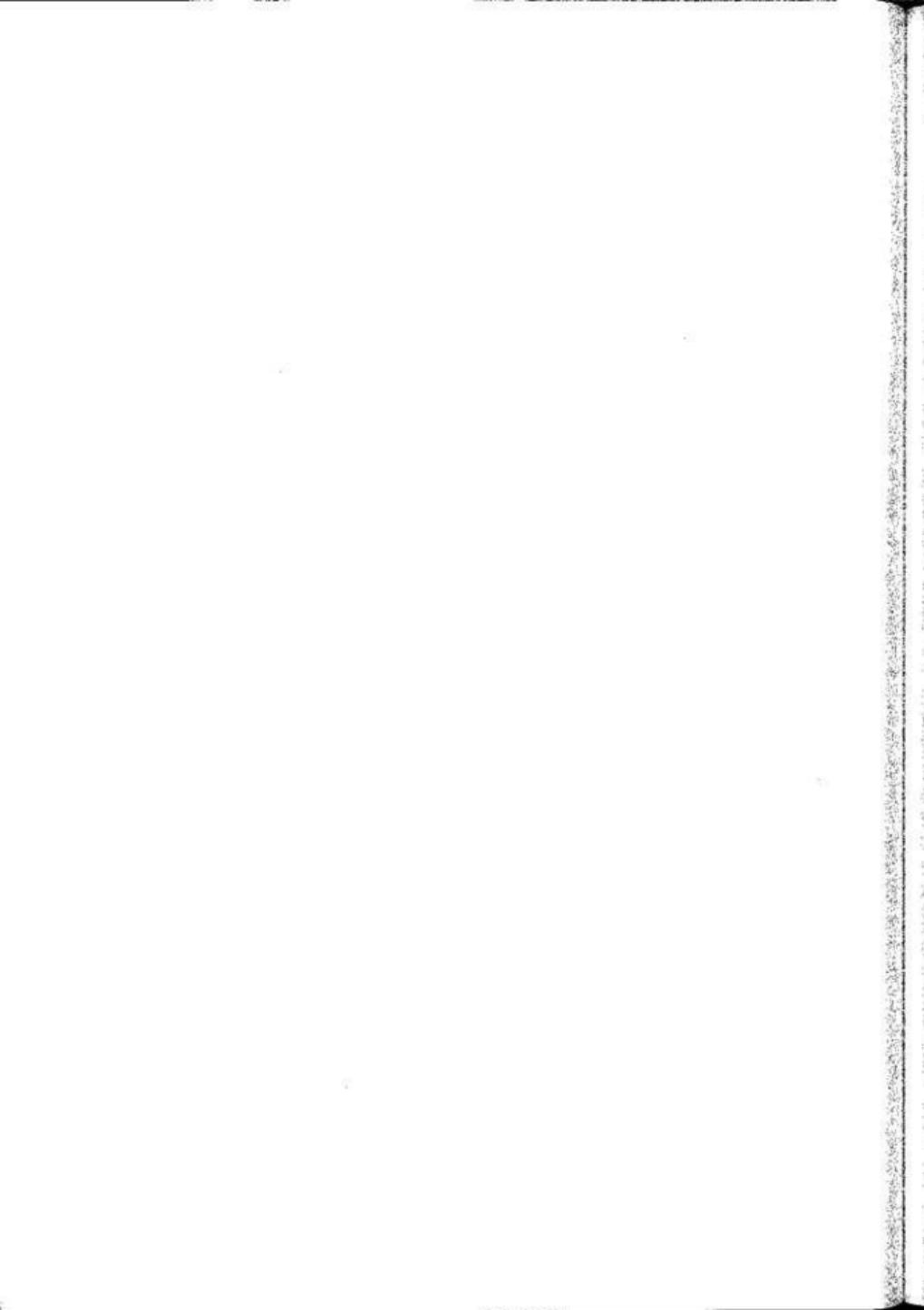
1. 林村地区で根尾宮畠遺跡、別所ソリ田遺跡、六反田遺跡、布志名地区で狐廻遺跡がある。
2. 玉湯町教育委員会「史跡出雲玉作跡発掘調査概報」昭和47年
3. 玉湯町教育委員会「史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)第1次発掘調査概報」昭和58年
4. 玉湯町教育委員会「史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)第2次発掘調査概報」昭和59年
5. 勝部衛「布志名狐廻遺跡」(『島根県埋蔵文化財調査報告書』第8集)昭和56年
6. 内田律雄・原田律夫・松本岩雄・勝部衛「玉造花立5号墳について」(『山陰史談』15)  
昭和54年
7. 玉湯町『玉湯町史』上巻 昭和36年
8. 玉湯町教育委員会「玉造の史跡ガイド」昭和58年
9. 玉ノ宮地区は別に策定報告書を計画しているため、ここでは割愛した。
10. 江戸期～明治22年の村。明治22年から同38年までは大谷村と合併し、同じく玉造村を称す。
11. 山本清・寺村光晴・近藤正「史跡出雲玉作跡調査概要」昭和44年(臘写刷、未公刊)
12. 註2と同じ
13. 註3と同じ
14. 註4と同じ
15. 藤田憲司「山陰『鍵尾式』土器の再検討とその併行関係」(『考古学雑誌』64-4)昭和53年

表13 出雲玉作跡関連年表

年 代	記 事
明治10年代	玉作湯神社宮司、住民に玉作り関係資料の奉納呼び掛け
同 33年	八木英三郎、玉作湯神社保管の玉作り資料を、学会に紹介
大正 8年	史蹟名勝天然紀念物保存法成立
同 9年	柴田常憲調査官、出雲玉作跡調査
同 10年	黒板勝美調査官、出雲玉作跡調査
	玉作湯神社宮司、出雲玉作跡指定願い提出
同 11年	宮垣、宮ノ上、玉ノ宮の3地区が国の指定史跡となる
同 14年	京都帝国大学考古学研究室、出雲玉作跡の調査
昭和 2年	京都帝国大学、出雲玉作跡の報告書刊行
同 14年	玉作湯神社保管資料、重要文化財に指定さる
同 25年	文化財保護法成立
同 33年	玉作湯神社保管資料、重文に追加指定
同 35年	玉作湯神社出土品収蔵庫完成
同 40年	出雲玉作跡（宮垣地区）の買収に着手（～43年度）
同 43年	玉造土地区画整理事業に着手（～46年）
同 44年	道路予定地事前発掘調査
同 45年	都市計画区域（市街化区域、調整区域）の決定
同 46年	都市計画街路玉造東通り線着工（～55年）
	出雲玉作跡（宮垣地区）都市計画事業（公園）着工（～49年）
同 47年	出雲玉作跡（宮垣地区）環境整備事業着工（～49年）
同 49年	出雲玉作跡史跡公園完成
同 51年	出雲玉作跡資料館着工
同 52年	出雲玉作跡資料館完成・オープン
	宮垣地区発掘資料一括重文指定
同 58年	宮ノ上地区第1次発掘調査
同 59年	同 第2次発掘調査
同 60年	出雲玉作跡（宮ノ上地区、宮垣地区）保存管理計画策定事業



図版





1 宮塙地区・宮ノ上地区航空写真（昭和60年）



2 出雲玉作跡史跡公園（昭和60年、東より）

3 史跡公園工房  
復元家屋（A）



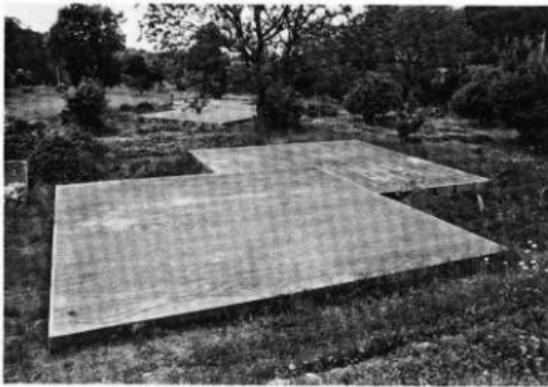
4 史跡公園工房  
復元家屋（B）



5 史跡公園工房跡  
覆屋



6 史跡公園  
工房跡表示台座



7 史跡公園記加羅  
志神社跡古墳整備



8 史跡公園説明板

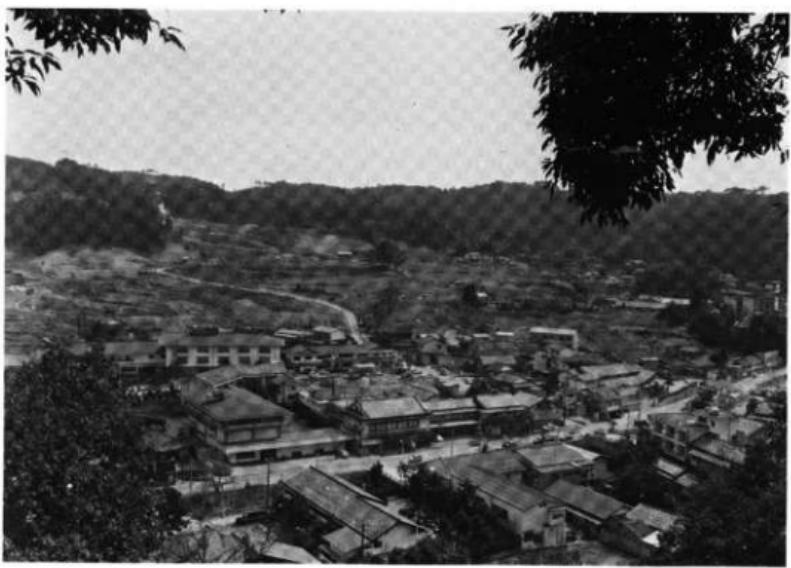




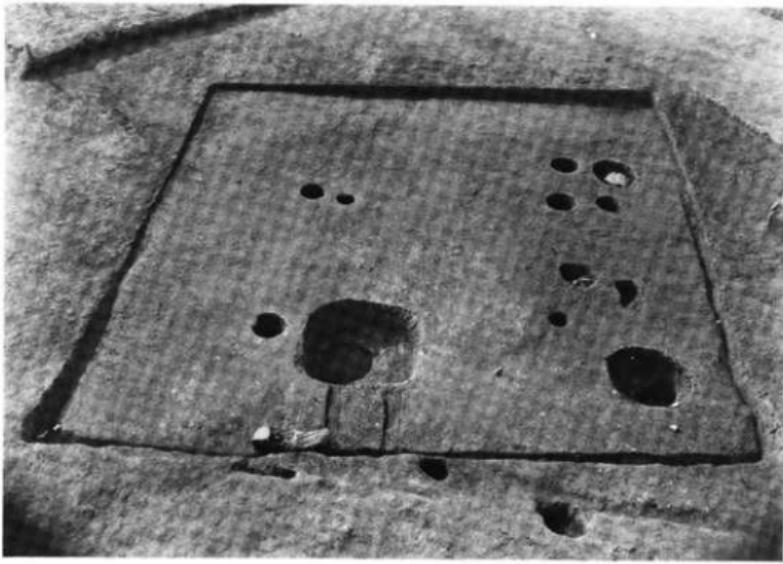
9 宮垣地区第1地点調査区（昭和44年、北より）



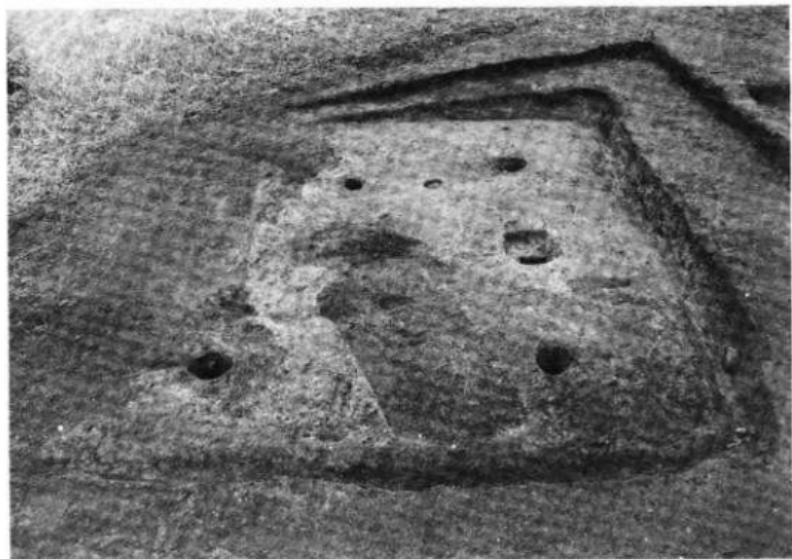
10 宮垣地区第1地点出土玉類未成品



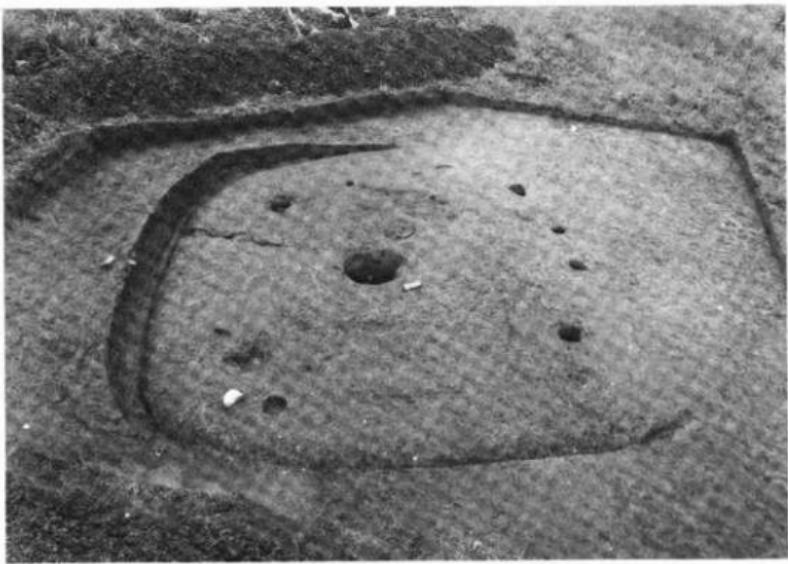
11 宮垣地区遠景（昭和46年、北西より）



12 宮垣地区71-A I号工房跡



13 宮垣地区71—B I · II号工房跡

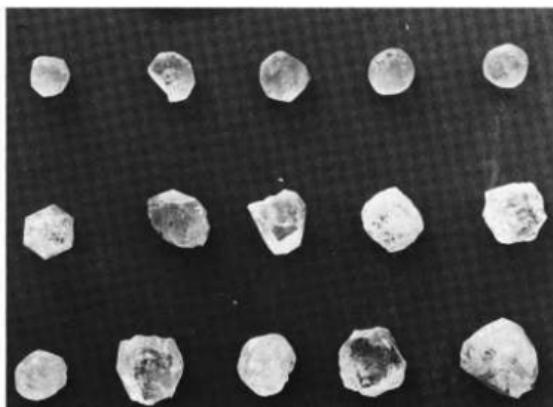


14 宮垣地区71—C II号工房跡

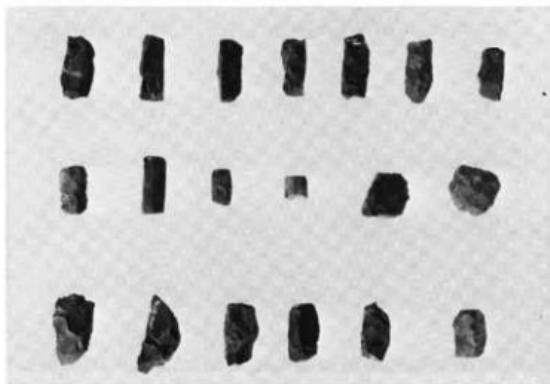
15 宫垣地区71—A I号  
工房跡出土玉類未成品



16 宫垣地区71—B I号  
工房跡出土水晶丸玉  
未成品



17 宫垣地区71—C II号  
工房跡出土遗物





18 宮ノ上地区第1地点（昭和58年、東より）



19 宮ノ上地区B地区（昭和59年、北西より）



20 宮ノ上地区C地区（昭和59年、南東より）

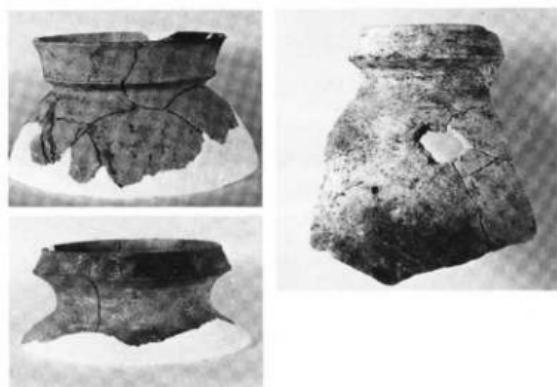


21 宮ノ上地区E地区（昭和59年、南より）

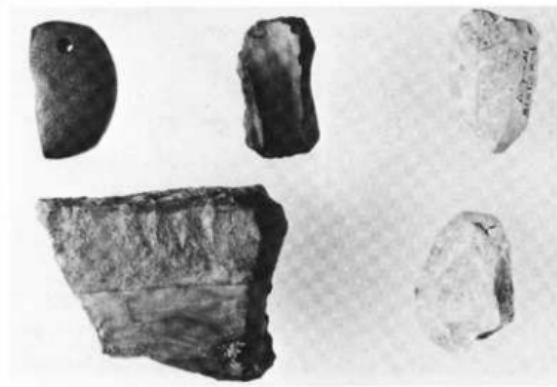
22 宮ノ上地区F地区  
第1地点4-d層遺物  
出土状況



23 宮ノ上地区F地区  
第1地点4-d層  
出土土器



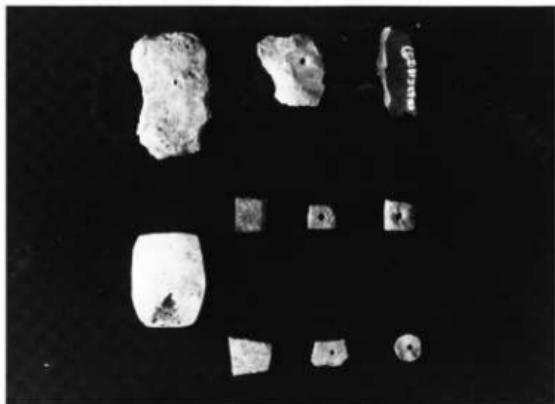
24 宮ノ上地区F地区  
第1地点4-d層出土  
玉類未成品



25 宮ノ上地区C地区

C T 4区第4層出土

玉類未成品



26 宮ノ上地区E地区

E T 5区

第16層

遺物出土状況



27 宮ノ上地区E地区

E T 5区第16層出土

玉類未成品





出雲玉作跡  
保存管理計画策定報告書Ⅰ  
— 宮垣地区・宮ノ上地区 —

昭和 61 年 3 月 30 日 発行

編集・発行 玉湯町教育委員会

番699-02 島根県八束郡玉湯町大字湯町1793

☎ 0852(62)1115

印 刷 株式会社 報光社

番691 島根県平田市平田町993

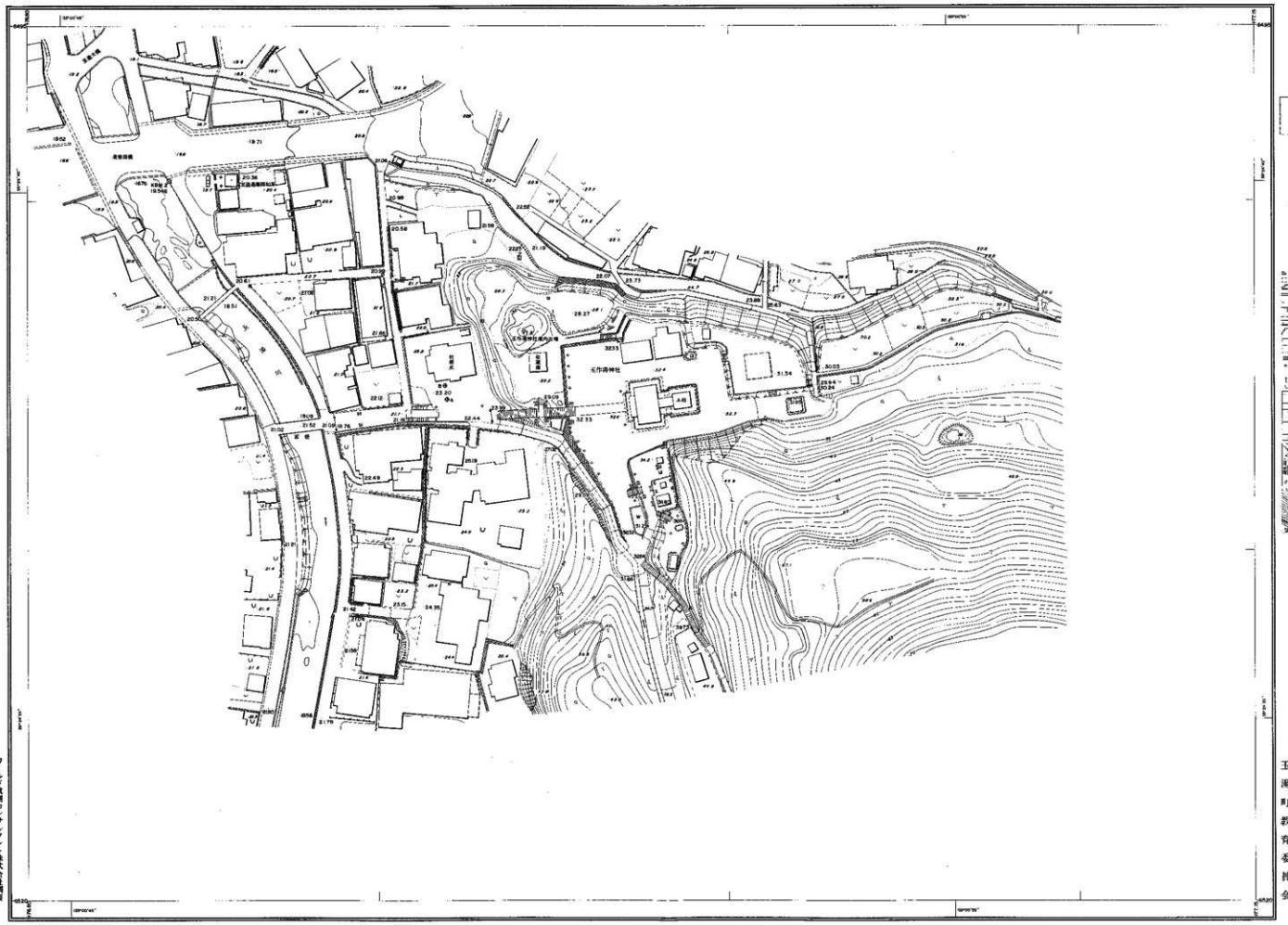
☎ 08536(3)3939

出雲玉作跡(宮垣地区、宮ノ上地区)

地形測量図

縮尺 1 : 1,000

## 出雲玉作跡(宮ノ上地区)平面図



### 出雲玉作跡(宮垣地区)平面図

